

⑥市の活力の低下

- ・1995～2015 年の 20 年間で、第二次産業の就業人口ならびに市内の事業所数(商業、工業)は、半分以下に減少しています。
- ・市内の地価は概ね低下傾向で、商業地の方が住宅地に比べて低下の幅が大きくなっています。

⑦公共施設の財政に与える影響

- ・現状の公共施設数は、1人あたり延べ床面積ベースで全国平均の 3.6 倍であり、これら施設を維持する場合、年間約 26 億円の改修・更新費用が必要となります。

⑧住民意見(一般)

- ・現在お住まいの住居及び地区には概ね満足しており、今後も住み続けたいという意見が多くなっています。
- ・まちづくりで重視すべき点としては、身近な生活サービスの充実や、働く場の充実を望む意見が多くなっています。
- ・中心部で重視すべき点に関しては、生活サービスのほか、災害に強い市街地環境を望む意見が多くなっています。また、中心部への移動に便利な公共交通網の充実、空き家や空き地の活用によるまちなか居住の推進に関する意見も多くなっています。

⑨住民意見(中学生)

- ・将来、「竹田市に戻りたい」という意見が概ね過半数を占める一方、「できれば将来は他の地区／市外に移り住みたい」との意見も3割強あります。
- ・本市の将来像に関しては、「生活に必要なサービスがそろっている」「人々が盛んに活動できる」「誇れる景観が保たれている」ということが上位に挙がっています。
- ・竹田地区には、買い物や病院など日常生活に身近なサービスを、玉来地区には大きな買い物や遊びができる場所を求める意見が多くなっています。

(2)課題の整理

都市の現況・問題点を受けて、都市づくりの課題を以下のとおり整理しました。

①中心市街地のコンパクト化と利便性向上の促進

- ・現状の人口に見合わず拡大した市街地をコンパクトに集約し、歩いて暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- ・都市機能を中心市街地に集約し、歩いて暮らせる範囲内の利便性向上を図る必要があります。

②交流の場としての中心市街地の活用

- ・近年、中心市街地に相次いで整備された文化・交流施設の活用による、交流人口の増加が必要です。
- ・中心市街地を地域の人々のまちづくり拠点として活用する場づくりが必要です。
- ・中九州横断道路によって竹田を訪れる人々を中心市街地へ誘導するための魅力を向上させる必要があります。

③災害に強いまちづくりの推進

- ・高齢化が進行する中、災害リスクの十分な理解を促し、安全に暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。
- ・災害リスクの高い地域では、土地利用や立地の規制などの導入による安全な市街地づくりを進める必要があります。

④市内各地から訪れることのできる交通ネットワークの維持

- ・市内の各方面から中心市街地へアクセスできる公共交通網を維持することで、本市の一体性ならびに中心市街地の拠点性の維持を図る必要があります。

第3章 都市づくりの基本方針

3.1 コンパクトなまちづくりの基本方針

立地適正化計画の策定によりコンパクトなまちづくりを進めるにあたり、竹田市が将来目指すべきまちづくりの方針を以下の通り設定しました。

住んで良し、訪れて良しのみんなでつくる “コンパクトシティたけた”の実現

上記の大方針に基づく、まちづくりの基本方針を下記の通り定めます。

1. 歩いて暮らせる範囲で生活サービスが事足りる市街地の形成 (ヒューマンスケール)

- ・身近に商業施設や医療施設などのサービス機能が充実し、歩いて暮らせるまちなかの居住環境を実現するため、都市機能の中心市街地への誘導を進めます。

2. 生活者と観光客など、人と人との交流が盛んなまちの形成 (コミュニケーション)

- ・中心市街地の文化交流施設や歴史的なまちなみなど、住んでいる人、訪れる人の双方にとって魅力的な空間を活用・発信し、生活者と観光客の交流を推進します。
- ・地域の人々がみんなで魅力あるまちづくりを進められる場としての基盤づくりを推進します。
- ・中九州横断道路の整備を機会に、竹田を訪れる人が増加し、観光と交流の場として活用されるまちづくりを推進します。

3. 安全に安心して住まうことのできる、顔を合わせられる距離での居住環境の実現 (リバブル)

- ・防災面での安全性を確保した上で、中心市街地の人口密度を確保し、コミュニティの繋がりを確保する程度での居住を誘導します。

4. 市内各地から来訪・利用できる公共交通の維持・充実 (ネットワーク)

- ・広大な竹田市域において、まちの核である拠点に無理なく来訪できるよう、公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

3.2 竹田市がめざす将来の都市構造

まちづくりの基本方針に基づき、本市がめざす将来の都市構造を、下記の通り定めます。

本市全域に関しては、中心市街地を構成する竹田地区・玉来地区を「都市拠点地区」、支所のある萩地区、久住地区、長湯地区を「地域拠点地区」、そのほか昭和の大合併以前の旧村単位での中心地を「近隣生活拠点地区」と位置づけ、各拠点に応じた生活サービス機能の確保・維持を図ります。

また、本市と近隣の市町村や大分市、熊本市などの主要都市とを結ぶ交通軸、本市の拠点間を結ぶ交通軸を「連携軸」と位置づけます。連携軸のうち、前者を「広域連携軸」、後者を「地域連携軸」と区分し、整備・充実を図ります。

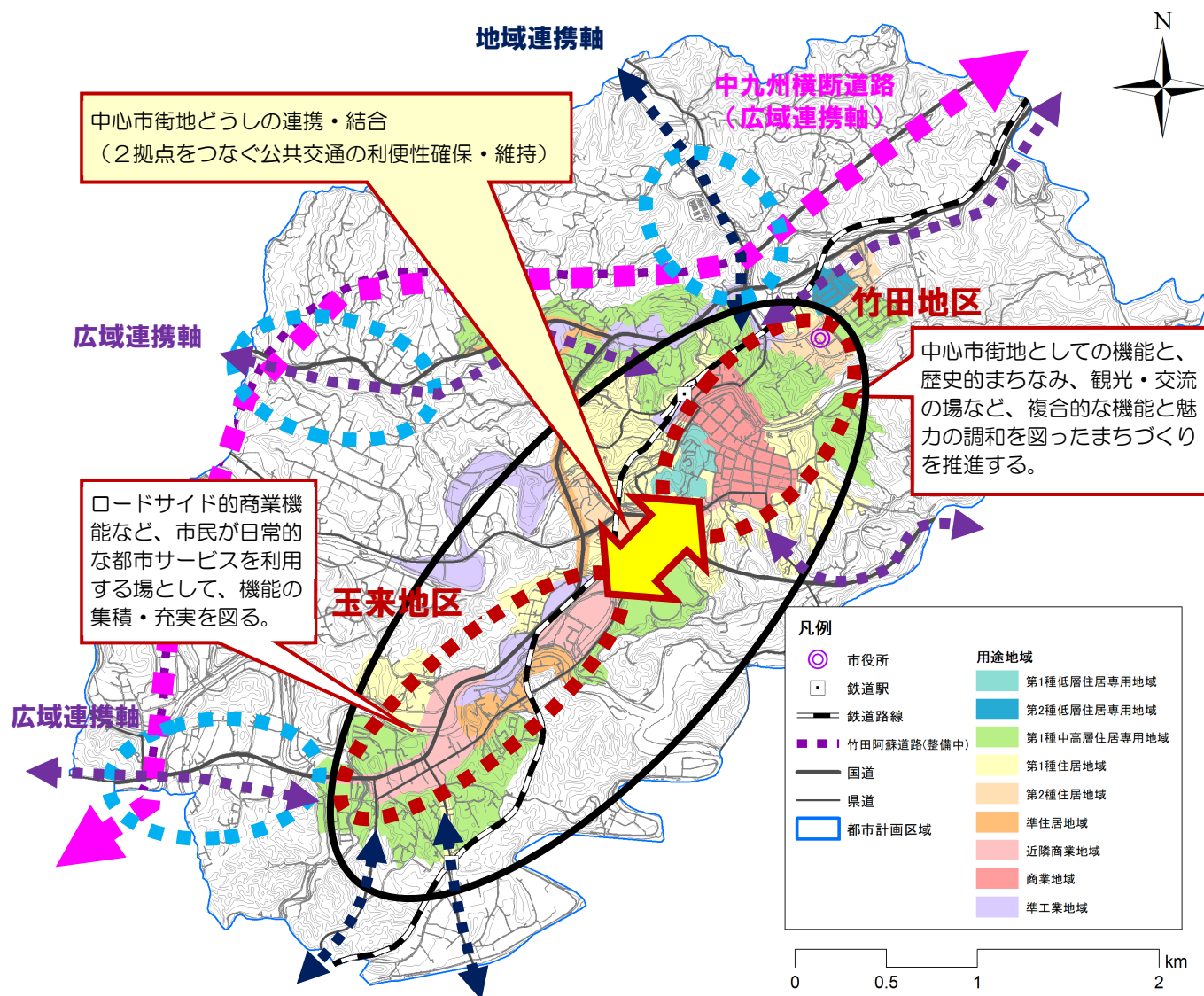
■ 竹田市(全域)の将来都市構造 ■



立地適正化計画の対象となる竹田都市計画区域に関しては、将来の都市構造を以下のとおり定めます。

日常的な生活サービス提供と、観光・交流拠点の複合的な要素をあわせもつ「竹田地区」と、日常的な生活サービス機能提供を中心とした「玉来地区」という、位置づけの異なる2つの都市拠点を設定します。また、これらを基幹的な公共交通路線で結び、2つの都市拠点が連携した中心市街地を形成します。

■ 竹田都市計画区域の将来都市構造 ■



3.3 課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)の検討

(1)歩いて暮らせる範囲で生活サービスが事足りる市街地(ヒューマンスケール)の形成に向けて

- ・現在、中心市街地にある商業施設や医療施設などのサービス機能の立地を維持するとともに、施設の立地誘導を図ります。
- ・それらのサービス機能を、歩いて利用できる範囲で生活できるよう、空き家や空き地等を活用した居住の誘導を図ります。

(2)生活者と観光客など、人と人との交流の盛んなまち(コミュニケーション)の実現に向けて

- ・グランツたけた、城下町交流プラザ等の文化施設を活用したイベント等の定期的な開催により、市内外の人々の交流を継続する仕掛けを創出します。
- ・空き家等の活用により、子どもやお年寄りなど、多世代が交流できる空間の創出を促進します。
- ・中九州横断道路の整備により、市街地へ来訪者・観光客を誘導させるための案内サインやフリンジパーキング(市街地外縁部の駐車場)等の充実を図ります。あわせて、中心部を巡る二次交通としての公共交通の維持・充実を推進します。

(3)安全に安心して住まうことのできる、顔を合わせられる距離での居住環境(リバル)の実現に向けて

- ・本市の人口が減少傾向にある中、中長期的にはリスクの低い地域へ居住機能を誘導し、水害や土砂災害などリスクの高い地域からの住居の撤退を図ります。
- ・居住機能の誘導にあたっては、市街地に存在する空き家・空き地等を活用し、市街地の高密化を図ることで、顔を合わせられる距離で居住地が集約され、地域コミュニティの維持・存続を図っていきます。

(4)市内各地から来訪・利用できる公共交通(ネットワーク)の維持・充実に向けて

- ・鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、タクシー等の公共交通に加え、スクールバス、病院送迎等の他の移動サービスとも連携し、移動サービス全体が持続的に運営できる環境づくりを推進します。
- ・豊後竹田駅の駅前広場を整備し、公共交通(鉄道・バス・タクシー等)の利用者、竹田市の来訪者にとって使いやすく、一大交通結節点としての機能の集約を図ります。

第4章 居住誘導区域の設定

4.1 居住誘導区域設定の基本的な考え方

居住誘導区域は、「立地適正化計画作成の手引き／国土交通省」によると、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体的な区域を検討することとしています。

- ・区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性
- ・徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- ・対象区域における災害等に対する安全性

また、「都市計画運用指針／国土交通省」によると、人口減少の中にあっても一定のエリアに人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域とされています。

すなわち、都市全体における人口や土地利用、交通・財政の現状及び将来を見据え、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営を効率的に行うためのものです。

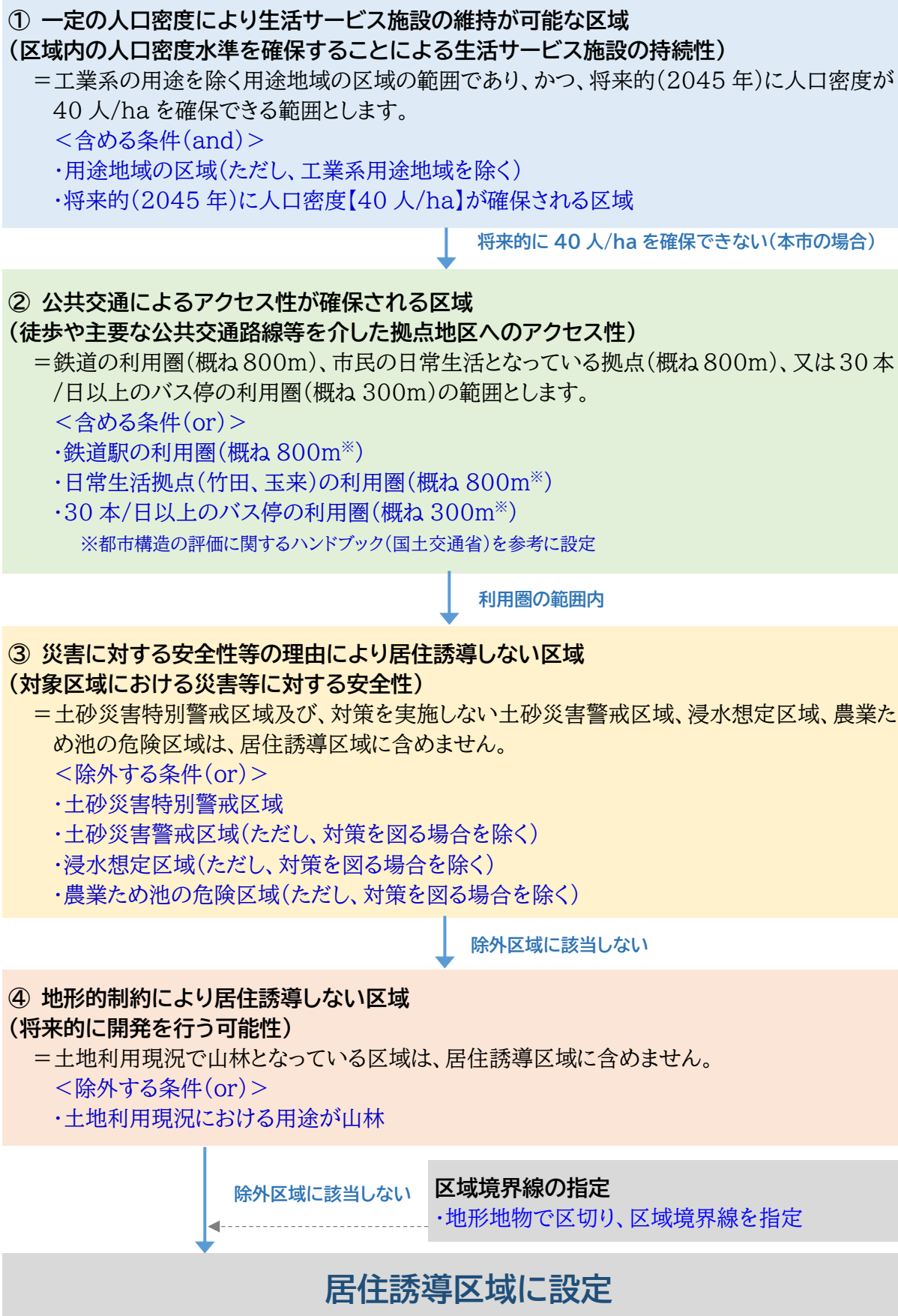
一方で、土砂災害特別警戒区域等の災害の危険性の高い区域は、居住誘導区域には含めないこととし、また、工業専用地域等の法令により住宅の建築が制限されている区域は、居住誘導区域に含めることについて慎重に判断することが望ましいとされています。

■ 居住誘導区域の設定の条件 ■

			都市計画運用指針	竹田市 該当項目
居住誘導区域の設定	① 考 定 居 え め 住 ら る 誘 れ こ 導 る と 区 区 が 域 域 を	ア	都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域	○
		イ	都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域	○
		ウ	合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域	
	② 含 居 法 ま 住 律 な 誘 上 い 導 区 区 域 域 に	ア	市街化調整区域	
		イ	建築基準法に規定する災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域	
		ウ	農業振興法に規定する農用地区域又は農地法の農地もしくは採草放牧地の区域	○
		エ	自然公園法に規定する特別区域、 森林法に規定する保安林の区域、 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は特別地区、 森林法に規定する保安林予定森林の区域、 森林法に規定する保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区	
		オ	地すべり防止区域	○
		カ	急傾斜地崩壊危険区域	○
		キ	土砂災害特別警戒区域	○
		ク	特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域	
	③ ベ な 域 き い に 居 区 こ 原 住 域 と 則 誘 と 含 導 す ま 区	ア	津波災害特別警戒区域	
		イ	災害危険区域	
	④ の て ④ 上 適 居 含 当 住 ま まで 誘 な な 導 い い 区 区 と 域 域 判 と 断 し	ア	土砂災害警戒区域	○
		イ	津波災害警戒区域	
		ウ	浸水想定区域	○
		エ	都市浸水想定区域	
		オ	④ア・イほか調査結果等により判明した災害の発生の恐れのある区域	○
	⑤ 区 断 こ 域 を と 居 行 に 住 う つ 誘 こ い 導 と て 区 が は 域 望 慎 に ま 重 含 し に め い 判 る	ア	法令により住宅の建築が制限されている区域(工業専用地域・流通業務地区等)	
		イ	条例により住宅の建築が制限されている区域(特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域)	
		ウ	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	○
		エ	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	○

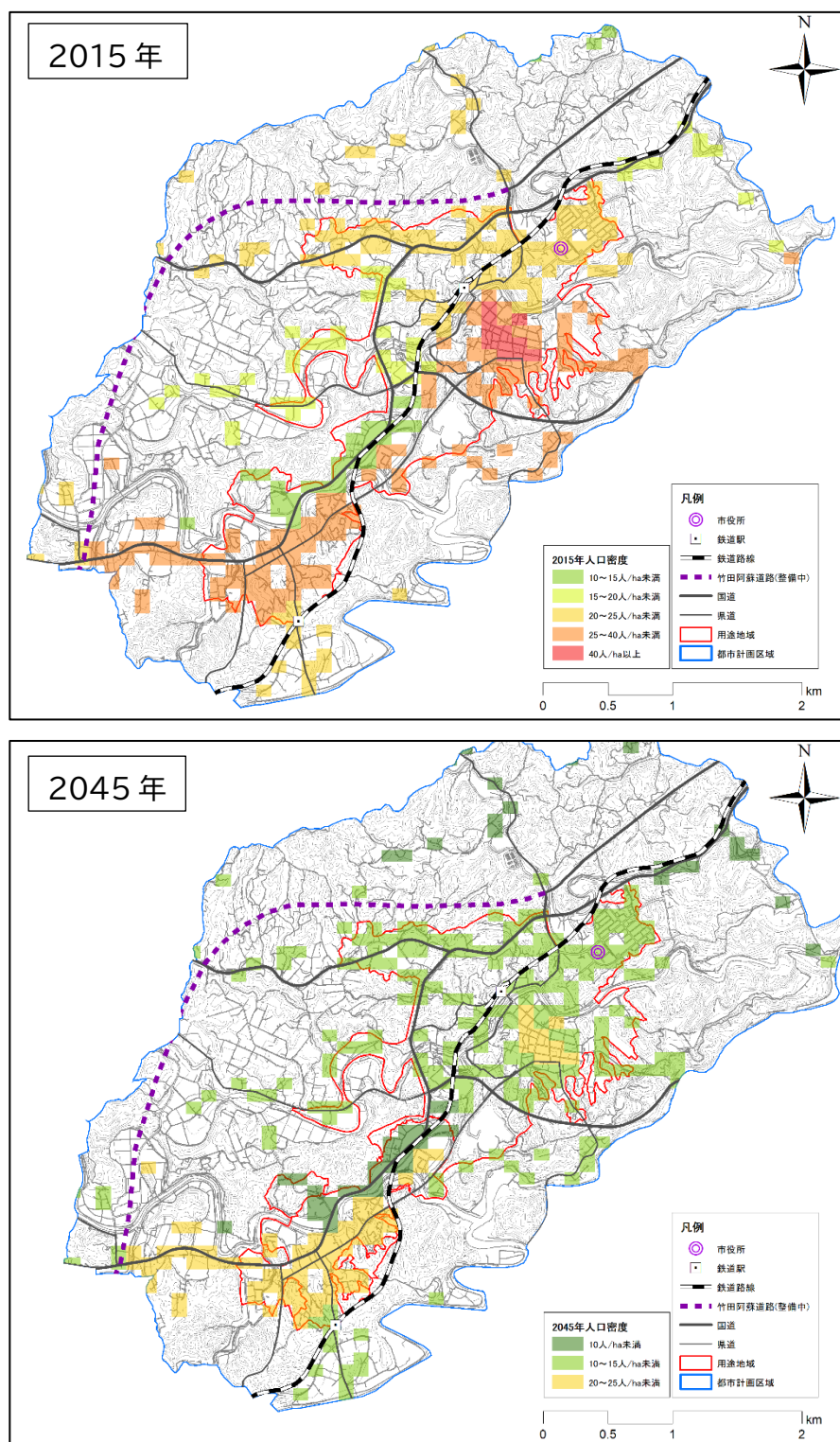
出典：都市計画運用指針(国土交通省)

以下に、居住誘導区域設定のフローを示します。



4.2 居住誘導区域の設定

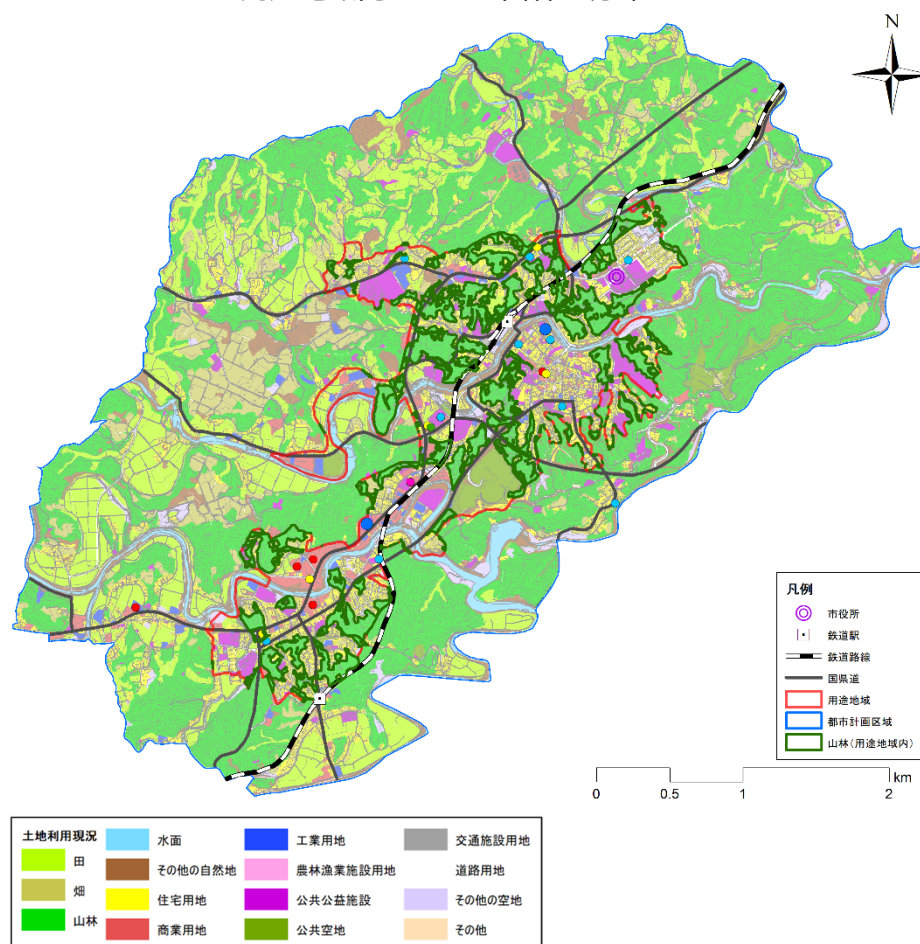
都市計画区域における人口分布は、2015 年から 2045 年に向けて、以下のとおり推移する見込みとなっています。2045 年には、人口密度 25 人/ha 以上のエリアがほぼ消滅し、竹田地区中心部や玉来～松本地区にかけて 20～25 人/ha のエリアが残る程度まで減少が進むと予想されています。



都市計画区域内における 2016 年時点の土地利用現況は以下のとおりです。用途地域内に広がる住宅地の狭間に山林や農地などが散在しています。

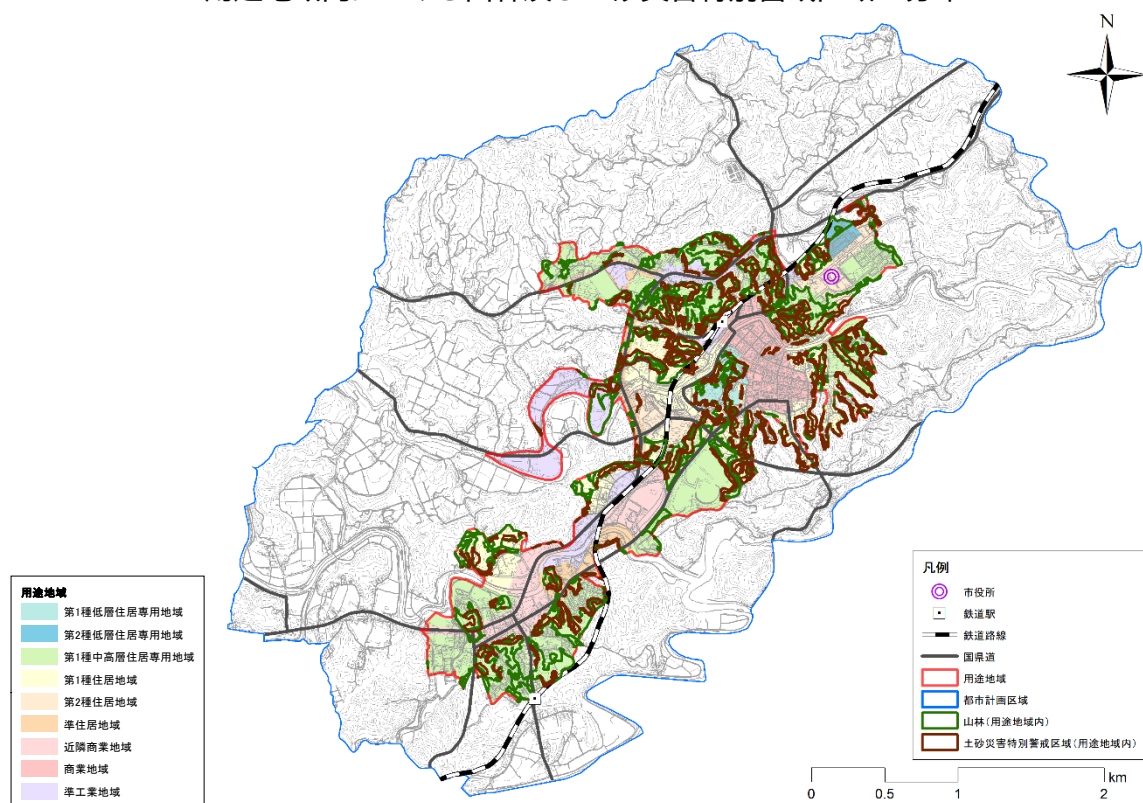
今後、山林を開発し宅地化することは、急峻な地形条件や人口減少を考慮すると現実的でないため、居住誘導区域から除外することが適当と考えます。

■ 用途地域内における山林の分布 ■

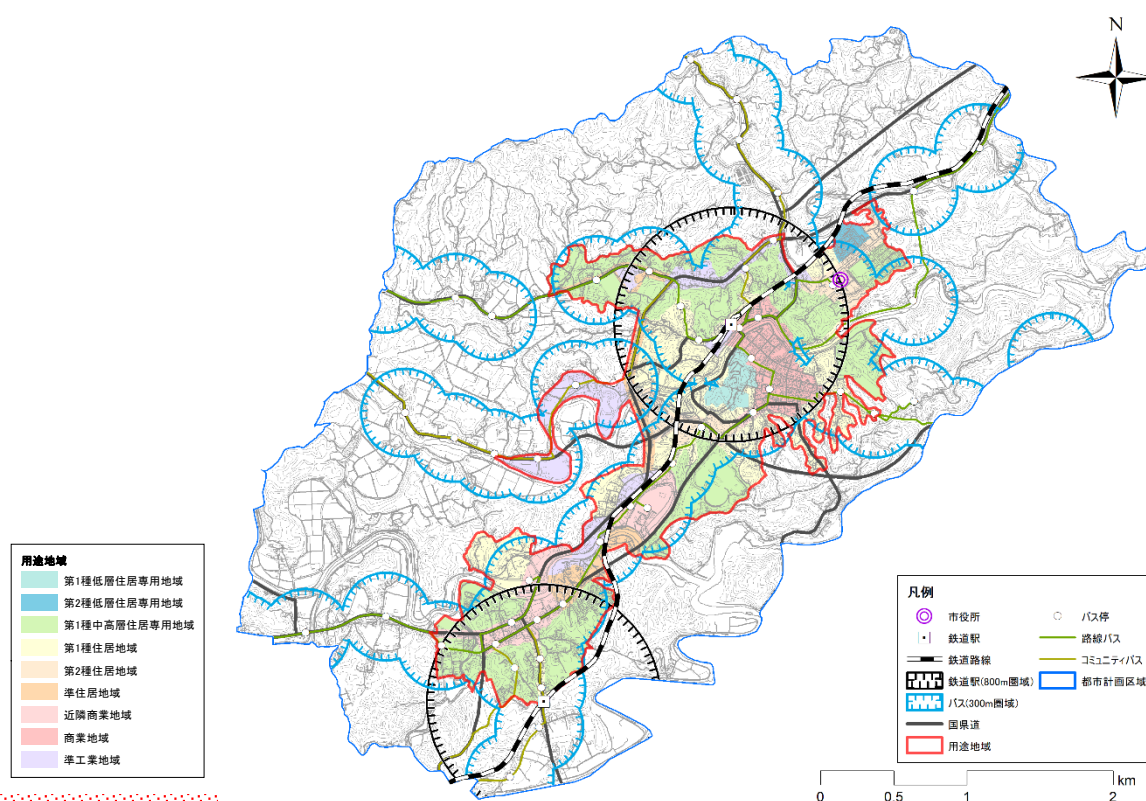


下図は、用途地域内に存在する山林及び土砂災害特別警戒区域を重ね合わせたものです。今後、山林を開発し宅地化することは、土砂災害のリスクの高い急峻な地形条件や、今後の人口減少を考慮すると現実的でないため、居住誘導区域から除外することが適当と考えます。

■ 用途地域内における山林及び土砂災害特別警戒区域の分布 ■



また、用途地域の大部分は、公共交通(鉄道、バス)からの徒歩圏域に含まれますが、七里地区の東部など、住宅密集地で一部含まれない箇所も存在します。

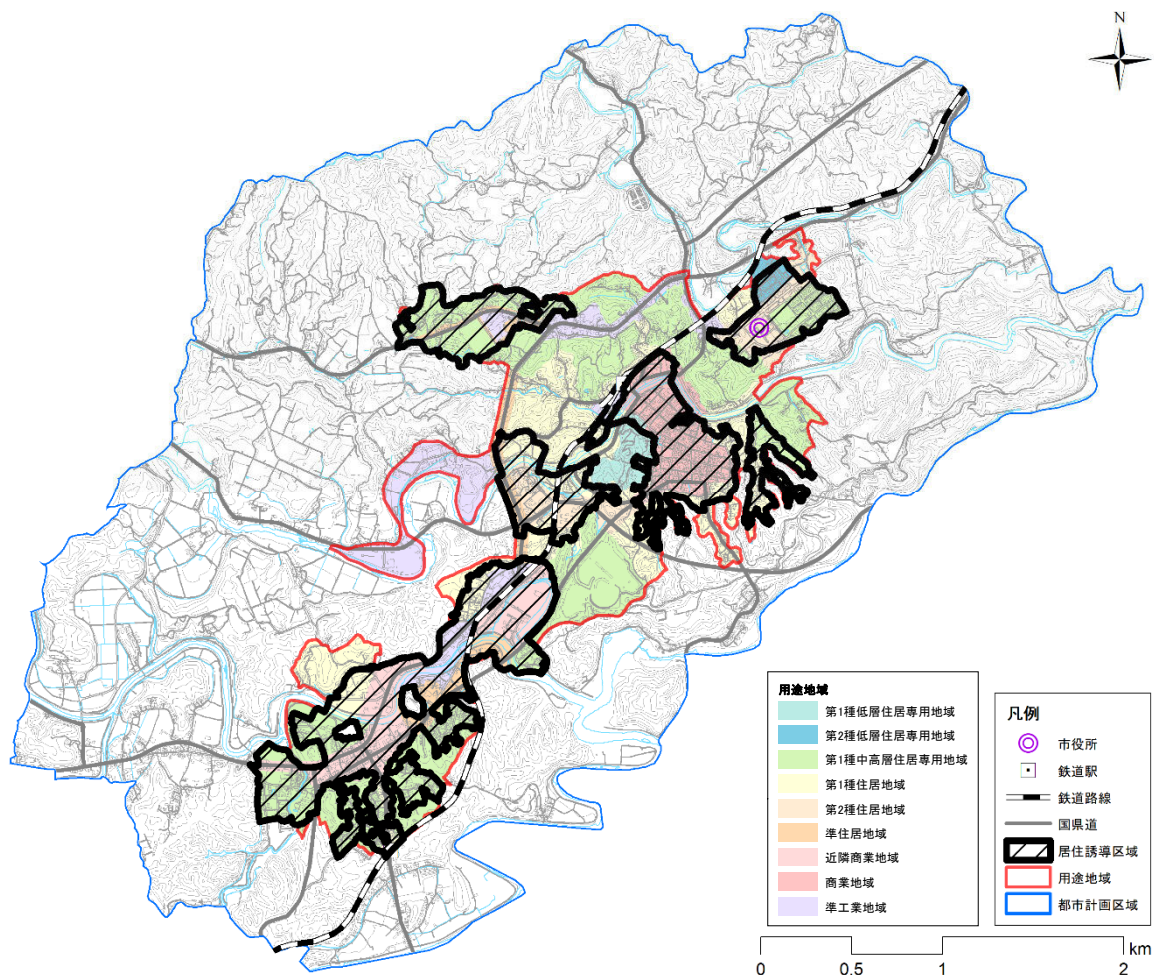


前頁までに示した地形的制約や土砂災害リスク等の、居住誘導すべきでない諸条件を考慮し、本市の居住誘導区域を以下のとおり設定しました。

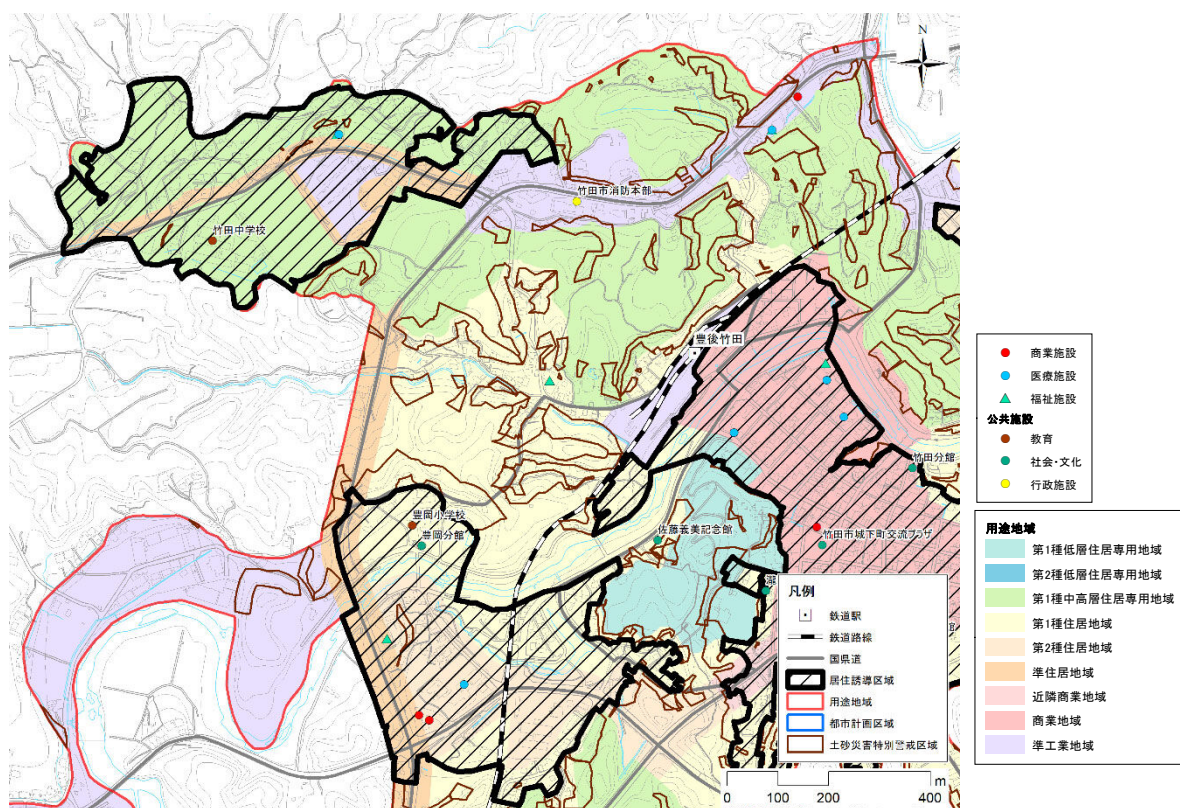
居住誘導区域

特徴	・現況で自然的土地利用(山林等)がされている箇所、土砂災害特別警戒区域を除外。 ・準工業地域のうち、住居系土地利用に囲まれている地域は、現況の土地利用と市街地の連続性を考慮し、誘導区域に含めている。 ・一定の面積を確保できない箇所(道路と急傾斜地に挟まれ、土砂災害警戒区域に含まれる細長い敷地等)は除外。
----	--

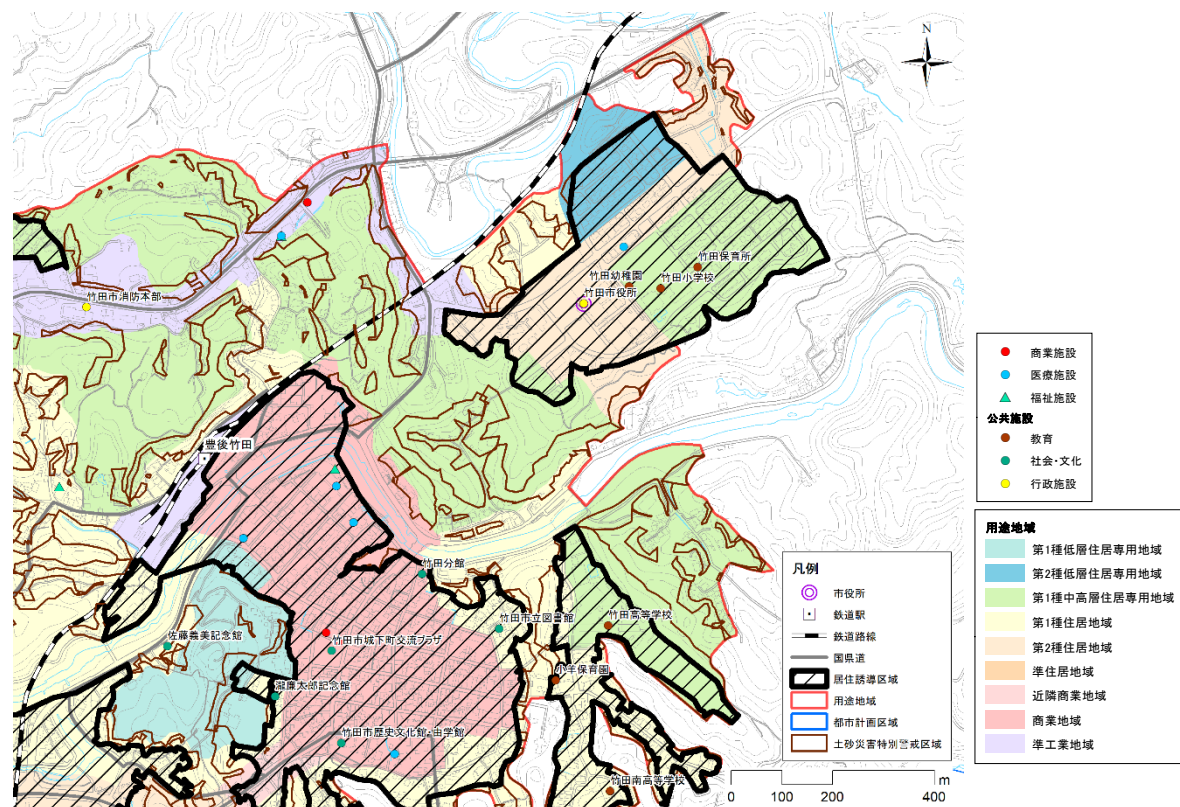
■ 居住誘導区域 ■



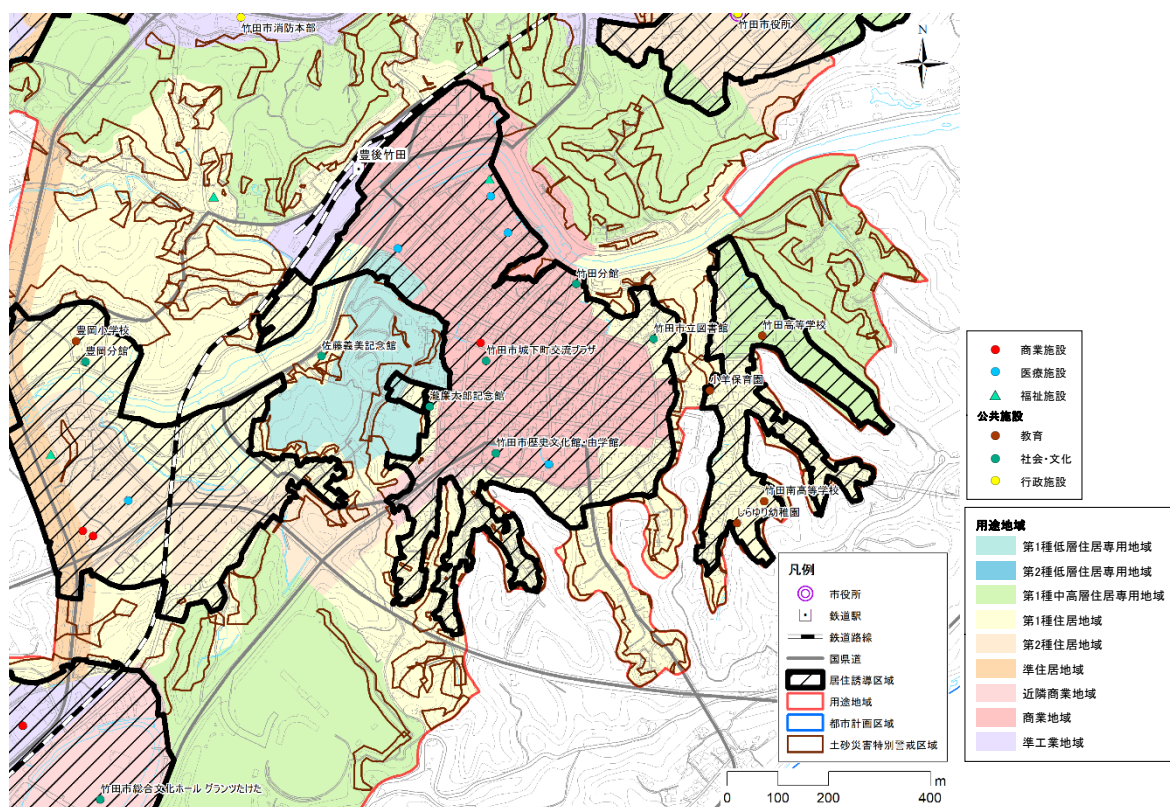
■ 居住誘導区域 拡大図① ■



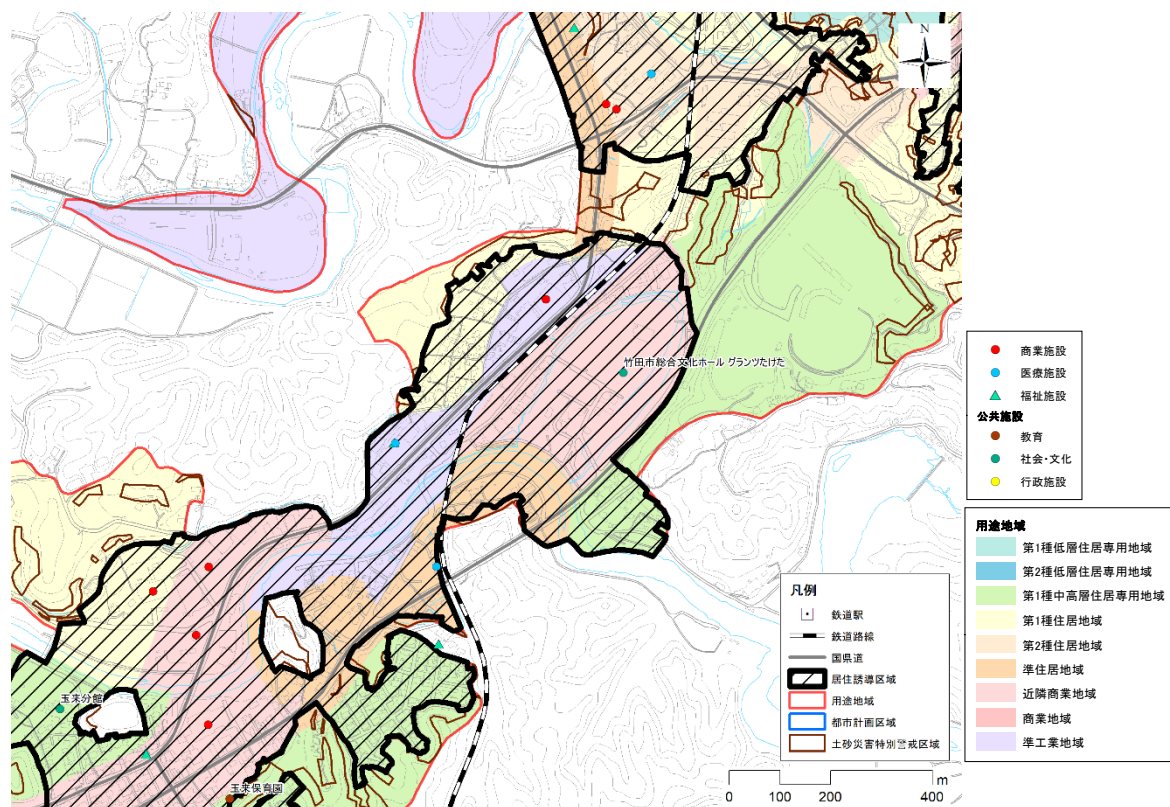
■ 居住誘導区域 拡大図② ■



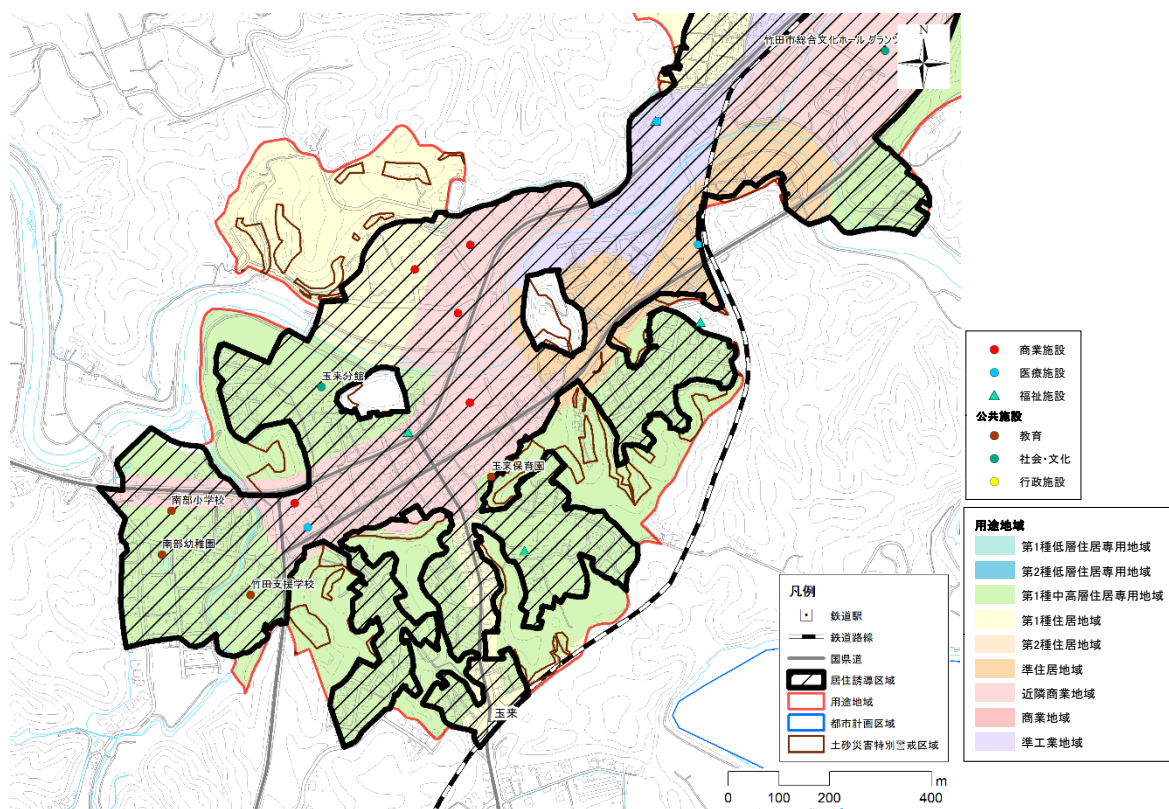
■ 居住誘導区域 拡大図③ ■



■ 居住誘導区域 拡大図④ ■



■ 居住誘導区域 拡大図⑤ ■



第5章 都市機能誘導区域の設定

5.1 都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、「立地適正化計画作成の手引き／国土交通省」によると、各拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、公共施設、行政施設等の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊性など地域としての一体性等の観点から具体的な区域を検討することとしています。

また、「都市計画運用指針／国土交通省」において「居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。」とされ、一定のエリアに誘導したい機能や進められる施策を提示することで、エリア内に生活サービス施設の誘導を図るものとなります。

一方で、居住誘導区域と同様に、工業専用地域等の法令により住宅の建築が制限されている区域や、土砂災害特別警戒区域等の災害の危険性の高い区域は、都市機能誘導区域に含めることについて慎重に判断することが望ましいとされています。

以下に、都市機能誘導区域設定のフローを示します。

④ 居住誘導区域内で各種サービスが集積する中心地・交通結節点へのアクセスが確保されている区域

＝第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区を除く居住誘導区域内にあり、かつ、鉄道駅又は市役所の利用圏（概ね 800m）の範囲とします。

<含める条件(and)>

- ・居住誘導区域（ただし、「第一・二種低層住居専用地域」、「第一・二種中高層住居専用地域」、「伝統的建造物群保存地区」を除く）
- ・鉄道駅か市役所の利用圏（概ね 800m※）

※都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）を参考に設定

該当する

区域境界線の指定

- ・公共公益施設、商業施設等が集積している範囲を地形地物で区切り、区域境界線を指定

都市機能誘導区域に設定

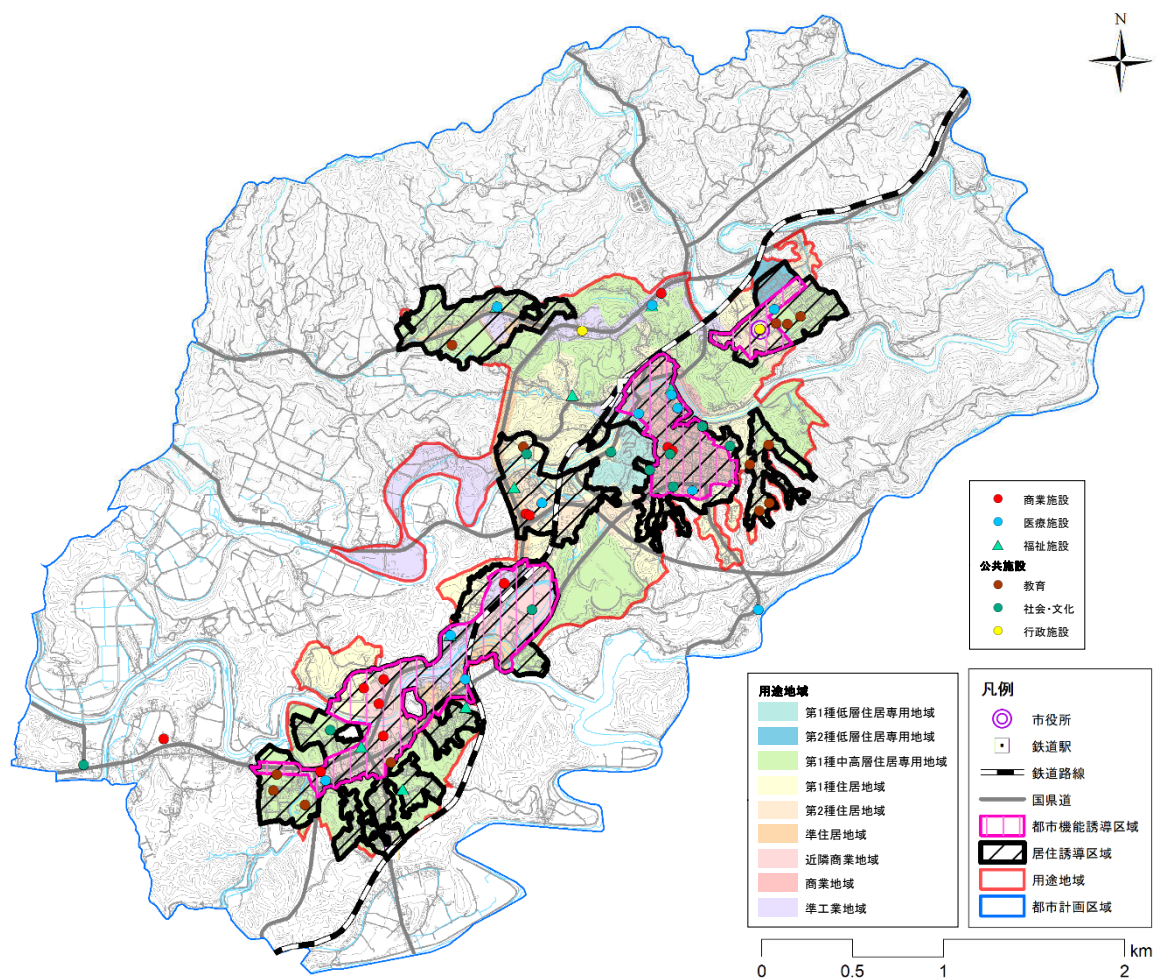
5.2 都市機能誘導区域の設定

前頁のフローに基づき、商業系の用途地域を基本に、生活利便施設等の立地状況を考慮の上、本市の都市機能誘導区域を以下のとおり設定しました。

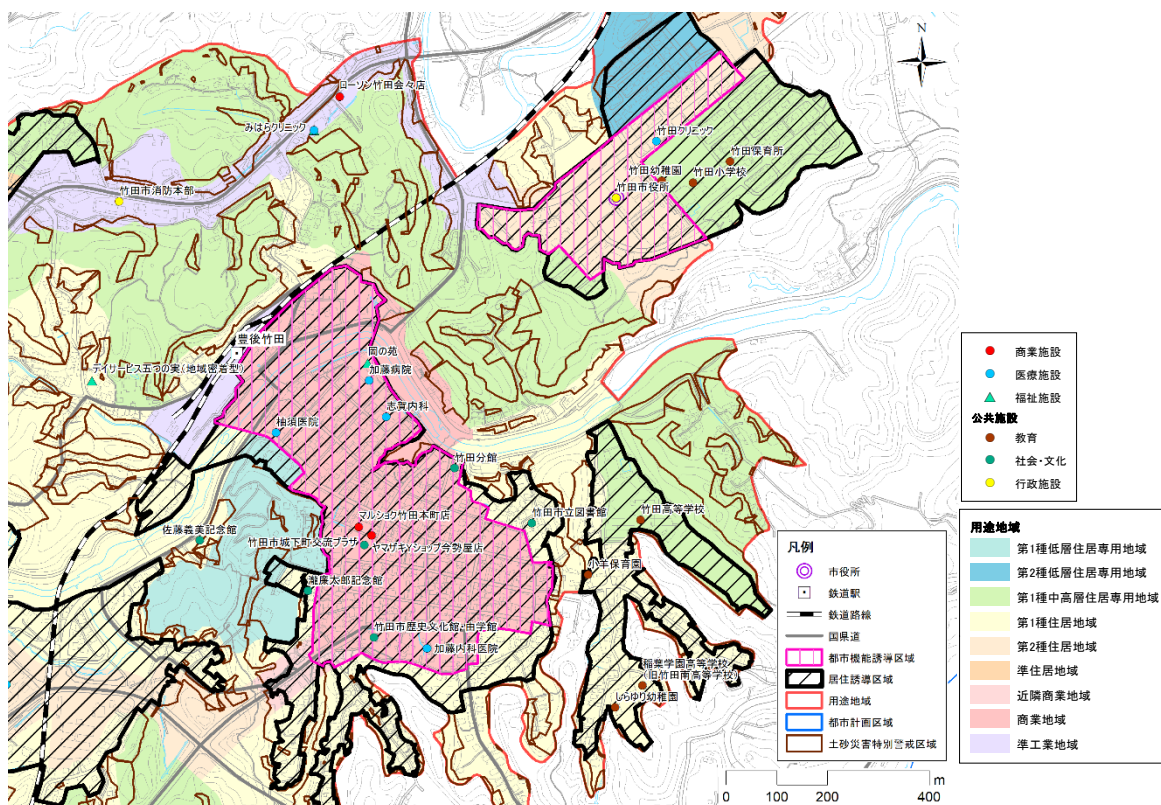
都市機能誘導区域

区域設定	以下の3区域を設定する ・竹田地区……概ね旧城下町の範囲 ・玉来地区……国道 57 号沿いから玉来川をはさんで旧豊後街道にかけての範囲 ・市役所周辺地区……竹田市役所を中心に行政施設が集積している範囲
特徴	・竹田地区は、現況をふまえ商業地域と一致。 ・玉来地区は、近隣商業地域に加え、隣接する第1種住居地域や準住居地域、準工業地域で、実質、商業施設や医療機関の集積エリアになっている範囲を含む。 ・市役所周辺地区は、第2種住居地域をベースに地形に応じて設定。

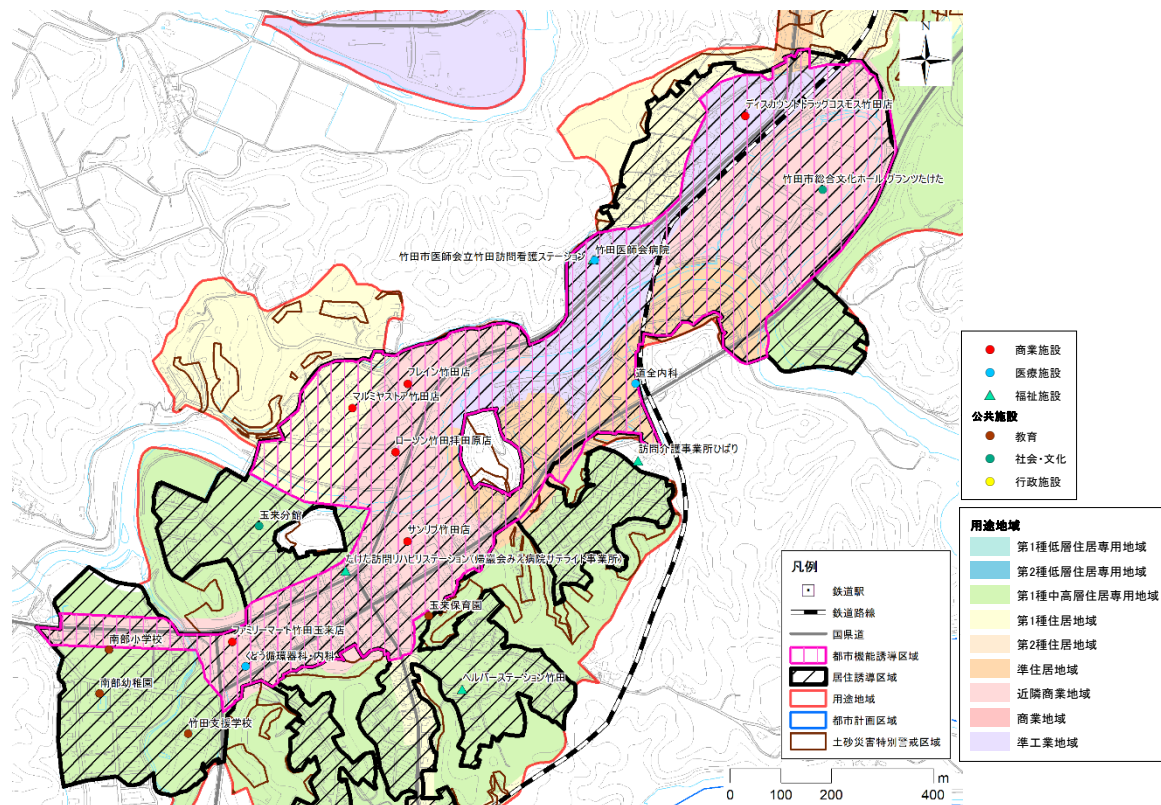
■ 都市機能誘導区域 ■



都市機能誘導区域 拡大図①（竹田地区、市役所周辺地区）



都市機能誘導区域 拡大図②（玉来地区）



5.3 誘導施設の設定

都市機能誘導区域内に誘導(または維持)すべき施設について、都市計画マスタープランの位置づけや、住民アンケートの結果等に基づき設定します。

■ 都市機能誘導区域における都市機能配置の方向性 ■

	竹田地区	玉来地区	市役所周辺地区
区域の特徴	中心市街地としての機能と歴史的まちなみ、観光・交流の場など、複合的な機能と魅力の調和	ロードサイド的商業機能など、市民が日常的な都市サービスを利用する場として、機能の集積・充実	市役所をはじめ、国・県の出先機関などが集積する、行政サービス提供・利用の場としての充実
都市機能配置の方向性	商業機能 医療・福祉機能 教育・文化機能 観光・交流機能	商業機能 医療・福祉機能	行政機能

住民アンケートでは、拠点となる地区に必要な施設として、「日常の買い物(スーパー、コンビニなど)」、「通院(総合病院)」、「市の窓口(市役所、支所など)」、「通院(医院、診療所など)」、「飲食店(レストラン、喫茶店、カフェなど)」、「図書館・文化施設」という回答が上位にきていました。

また、中学生アンケートでは、拠点となる地区(竹田地区、玉来地区)に欲しい施設として「専門店・ショッピングモール」や「飲食店」が上位にきていました。

上記の整理をふまえ、誘導施設を以下のとおり定めます。

■ 誘導施設一覧 ■

機能	誘導施設	定義
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	国・県の出先機関	国や県の行政機関において地域に置かれる補助機関
商業機能	スーパーマーケット等	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積 1,000m ² 以上の商業施設で、生鮮食料品を取扱うもの
金融機能	銀行・信用金庫等	銀行法第2条に規定する銀行、中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合、労働金庫法に基づく金庫
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局
医療機能	病院	医療法第1条の5 第1項に定める病院
	診療所	医療法第1条の5 第2項に定める診療所
教育・文化機能	図書館	図書館法第2条に規定する施設(地方公共団体が設置する公立図書館、日本赤十字社又は一般社団法人もしくは一般財団法人の設置する私立図書館)及び、同法第29条に規定する図書館同種施設
	文化ホール	演劇・音楽会などの催しや集会など、本市の芸術文化の振興に寄与する施設

各都市機能誘導区域における、現時点での誘導施設の立地状況は以下のとおりです。既存の立地機能の維持を基本としますが、必要に応じて不足機能の新規誘導についても検討します。

■ 都市機能誘導区域における誘導施設の立地状況 ■

機能	誘導施設	竹田地区	玉来地区	市役所周辺地区
行政機能	市役所	—	—	○
	国・県の出先機関	○	○	○
商業機能	スーパーマーケット等	○	○	—
金融機能	銀行・信用金庫等	○	△※	△※
	郵便局	○	○	—
医療機能	病院	○	○	—
	診療所	○	○	○
教育・文化機能	図書館	○	—	—
	文化ホール	—	○	—

※銀行・信用金庫等の店舗は立地していないが、ATMが存在するため、△としている

第6章 地域拠点地区のまちづくり方針

6.1 地域拠点地区について

立地適正化計画制度は、都市計画区域内を対象としたものであるため、区域外の地域については、都市再生特別措置法の適用外となります。

一方で、合併前の旧3町(荻、久住、直入)の中心部は、身近な都市的サービス機能を提供する地域拠点地区を形成しています。これらを維持するとともに、地域拠点地区への緩やかな居住の誘導を図り、あわせて、竹田地区や玉来地区の都市機能誘導区域とこれら地域拠点地区の間を公共交通網で結ぶことで、利便性を確保します。

6.2 地域拠点地区のまちづくり方針

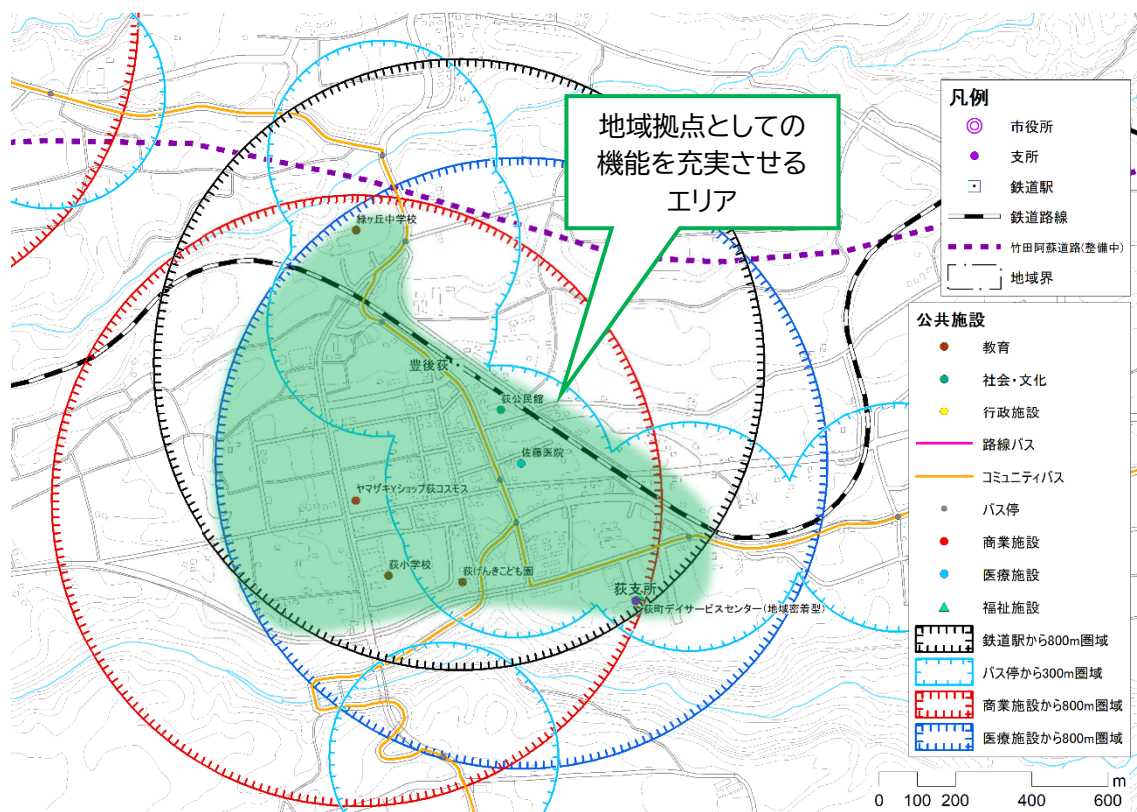
都市計画運用指針によると、立地適正化計画制度における居住誘導区域に求められる要件の1つに、「合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域」があり、以下の要件を考慮することとされています。

- ・区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性
- ・徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- ・対象区域における災害等に対する安全性

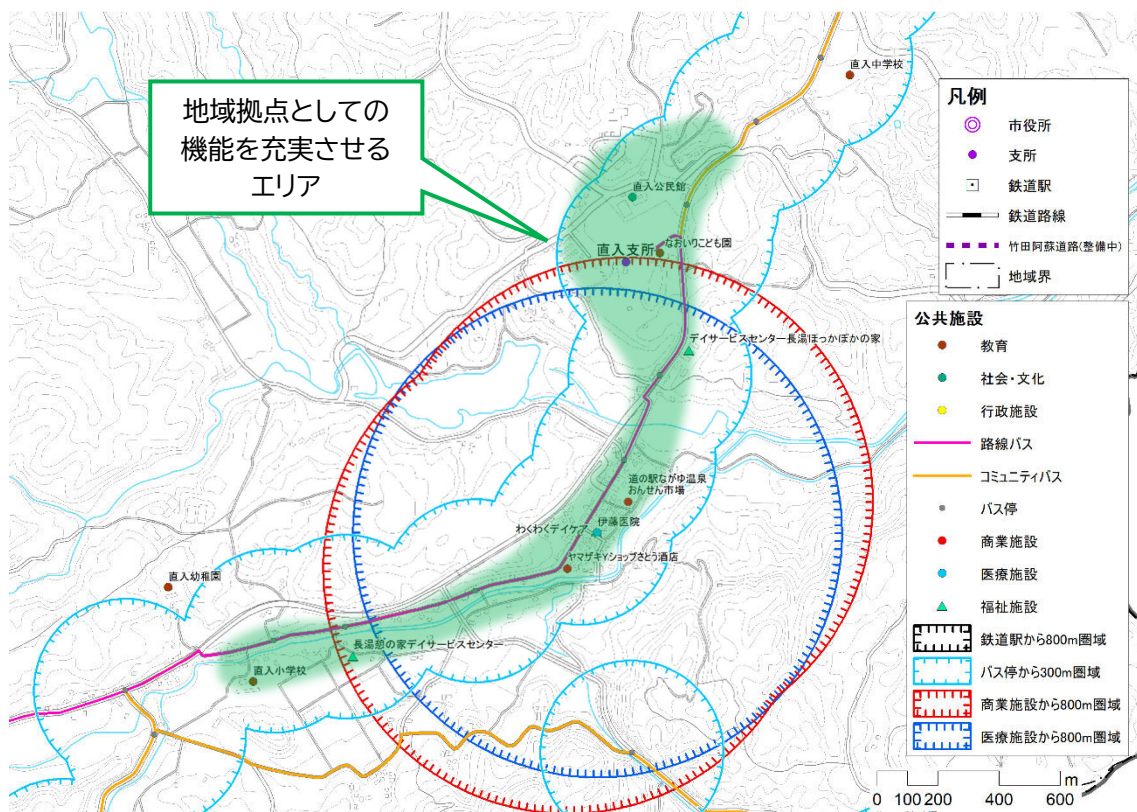
地域拠点地区については、都市機能誘導区域・居住誘導区域のような明確な境界は定めず、これまで旧3町の都市機能を担ってきた支所周辺の地区における生活サービス施設の維持・誘導、良好な居住環境の確保、公共交通ネットワークの拠点性の維持を図っていきます。

あわせて、バス路線から離れた交通不便地域の解消を図るため、各地域内の集落から地域拠点地区へアクセス可能なデマンド交通システムの導入を検討します。

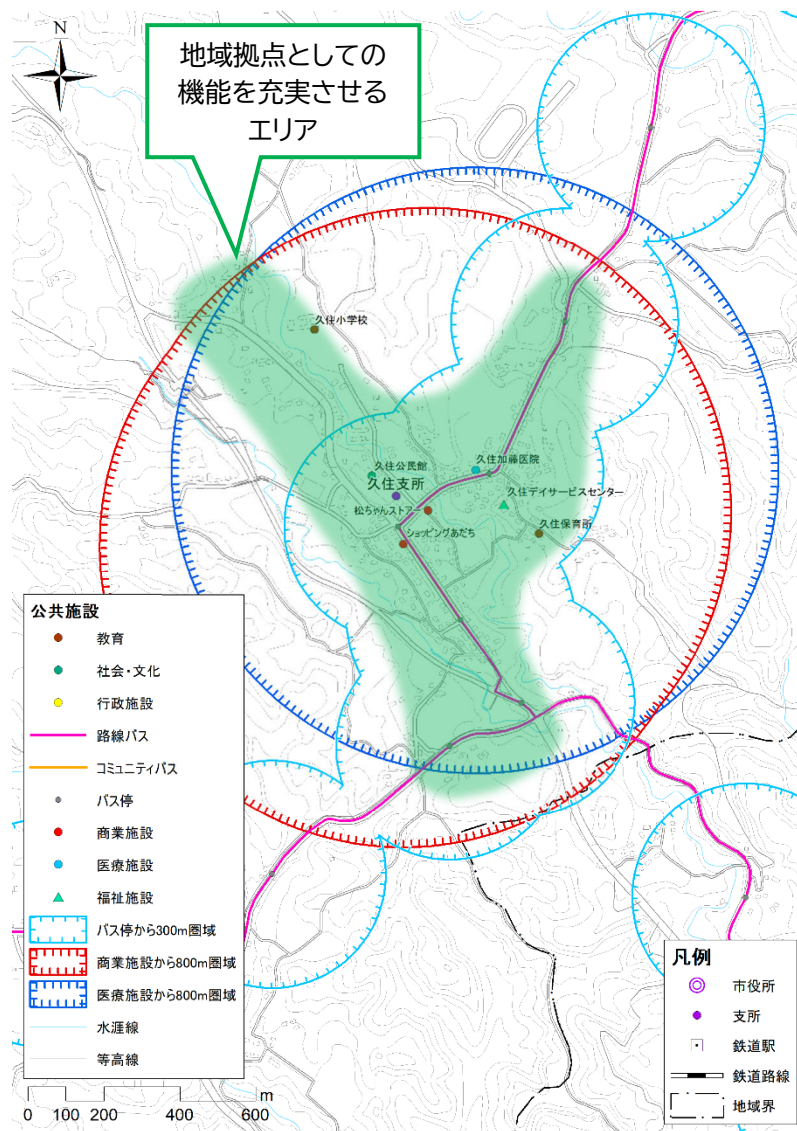
■ 地域拠点地区(荻地域) ■



■ 地域拠点地区(長湯地域) ■



■ 地域拠点地区(久住地域) ■



第7章 都市機能及び居住の誘導を促進する施策の設定

各誘導区域への都市機能及び居住の誘導を促進するため、以下の誘導施策に取り組むこととします。

7.1 都市機能の誘導に係る施策

(1) 空き家・空き店舗の有効活用

竹田地区中心部や、玉来地区の豊後街道沿いなど、まちなかに多く存在する空き店舗に関して、商店の誘致や、商業者の新規参入を促進し、スタートアップ(起業・創業)の起点となるような、町の活性化に寄与する商業機能の活性化を図ります。

(2) 高齢者や子どもなど幅広い世代が集うことのできる空間の充実

竹田地区中心部における一団の空き店舗を再生・活用し、高齢者や子育て世代など幅広い世代が集うことのできる、コミュニティの活性化に資する交流拠点を設けます。

拠点は、世代間交流だけでなく、託児や買い物支援など、各世代のニーズをとらえたサービスの提供を行う場としても機能し、「福商連携のまちづくり」を推進します。

○関連事業

福商連携のまちづくり推進事業

(3) 歴史的まちなみを構成する市街地景観の保全・維持向上

竹田地区中心部における旧城下町の景観を維持するため、まちなみを形成する民家や店舗の修景や、民地を活用した風情ある「通り抜け路地」の整備を促進します。また、必要に応じて、まちなかに残る伝統的建造物の保存修理を推進します。

○関連事業

街なみ環境整備事業、通り抜け路地整備事業、伝統的建造物改修事業

(4) 交流空間としての公共施設の活用

グランツたけた、城下町交流プラザなど中心市街地に整備された公共施設を活用し、市民及び外部との交流を図る機会の創出を促進し、都市機能誘導区域を中心とした活力の向上を図ります。

(5)都市再生推進法人の組成

都市再生特別措置法に基づき、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良な団体を指定し支援を講じることで、低未利用地の有効活用に向けた仕組みづくりを構築し、土地の適正な管理及び有効活用を進め、身の回りの公共空間を創出します。

また、クリエイティブな活動に取り組む起業家を育む環境づくりや、新たな雇用創出等を通じた賑わいの再生など、ハードとソフトが連携した取組みを促進します。

○関連事業

(仮称)都市再生推進法人支援事業

(6)公共交通の維持・充実

竹田東部(旧城下町)地域と竹田西部(玉来・拝田原)地域の2地域を、公共交通間の乗り継ぎ利便性を確保しつつ、中心市街地の周遊利便性を向上するような都市内交通の導入を検討し、本市の基幹的公共交通路線の充実を図ります。

定時定路線運行を行う路線バス・コミュニティバスにより、中心市街地と市内各地域を結ぶ幹線的な移動を担いながら、その補完的なサービスとしてデマンド交通や、地域コミュニティとの連携による新たな移動サービスの導入等、移動ニーズに応じて適宜見直しを行いながら、移動手段の維持・改善を図ります。

また、観光目的での来訪者の回遊手段を確保するため、交通結節点からの二次交通の手段として、期間限定の不定期便の運行や、グリーンスローモビリティの導入など、観光協会や観光施設などの実施主体と連携した利用促進策を検討します。

○関連事業

(仮称)中心市街地周遊交通導入に関する事業

地域公共交通確保維持改善事業

(仮称)二次交通導入に関する事業

(7)JR 豊後竹田駅 駅前広場及び駅周辺整備の推進

JR豊後竹田駅の駅前広場及び駅周辺の整備を推進し、鉄道との交通結節機能向上、パークアンドライド機能の充実、及び本市の玄関口としての拠点性・利便性の向上を図ります。

また、駅周辺は、竹田市景観計画で定める眺望景観エリアに属しており、その利点を最大限に発揮するため、駅を拠点に駅前の空間から城下町エリアへ歩いて散策のできる人の流れを誘導し、市民・来街者の滞留・交流を通じて賑わいを創出します。

○関連事業

(仮称)豊後竹田駅前広場及び駅周辺整備事業

7.2 居住の誘導に係る施策

(1) 空き家の有効活用と更新

居住誘導区域内に存在する空き家を改修し、移住希望者等の居住に応えられる居住環境を創出します。また、老朽具合が激しく活用の難しい空き家については除却を促進し、新たな土地利用を行うための用地を創出します。

○関連事業

空き家改修事業、老朽危険空き家等除却促進事業

(2) 区域内における住宅の整備・誘致

居住誘導区域内における老朽化した空き家等の解体・除却後の用地や空き地等に、新たに賃貸住宅を整備するとともに、老朽化した賃貸住宅を更新することにより、地区内の居住人口の増加を図ります。

○関連事業

民間賃貸住宅建設促進事業、定住促進住宅取得事業

(3) 移住・定住希望者への空き家マッチングの支援

一般社団法人竹田市移住定住支援センターが実施する空き家バンクの運営や、移住定住促進事業、ホームページ「+build.」による情報発信等を通して、空き家を貸したい人と移住・定住希望者のマッチングの支援を行います。加えて、空き家購入者に対しては、改修に必要な費用の一部を助成します。また、空き家所有者に対して空き家バンクの登録を促進することにより、空き家の流通の活性化を促進します。

竹田市への移住希望者を対象に、お試し暮らし短期滞在により竹田の暮らしを知ってもらい、移住後の生活イメージを身近に感じていただく取組を推進します。

○関連事業

移住定住促進事業、竹田市空き家活用奨励金、竹田市空き家改修事業奨励金、竹田市お試し暮らし短期滞在費助成事業

7.3 空き地の利活用に関する施策

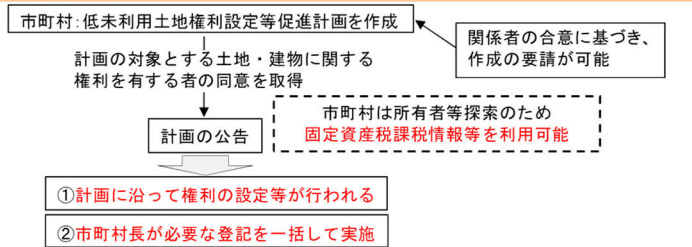
特に竹田地区(旧城下町)においては、空き家・空き店舗のほか、小規模な空き地が散在しています。このような低未利用地の利用促進を図るため、国の「低未利用地土地権利設定等促進計画制度」の活用により、低未利用地の集約の促進や有効活用を検討します。

低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設

＜概要＞(立地適正化計画の誘導区域が対象)

低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる。

＜制度フロー＞



支援措置

【税制】

(登録免許税)計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減

⇒ 地上権等の設定登記等(本則1%→0.5%)

所有権の移転登記(本則2%→1%)

(不動産取得税)計画に基づく一定の土地の取得について軽減(課税標準の1/5控除)

※市町村が計画を作成し公告した場合には、円滑な特例手続きを進めるため、都道府県の課税部局に情報提供をお願いします。

＜制度活用イメージ＞



出典:立地適正化計画策定の手引き(国土交通省)

7.4 届出制度

(1) 都市機能誘導に関する届出制度

① 都市機能誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります(都市再生特別措置法第108条第1項)。

なお、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます(都市再生特別措置法第108条第3項)。

また、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に関する都市機能誘導区域内の土地の取得についての斡旋その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(都市再生特別措置法第108条第4項)。

■ 都市計画誘導区域外での届出が必要となる行為 ■

開発行為	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
	③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

② 都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止する場合

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休廃止する場合は、休廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が必要となります。

■ 誘導施設一覧 ■

機能	誘導施設
行政機能	市役所
	国・県の出先機関
商業機能	スーパーマーケット等
金融機能	銀行・信用金庫等
	郵便局
医療機能	病院
	診療所
教育・文化機能	図書館
	文化ホール

※各誘導施設の定義は、P65を参照

(2)居住誘導に関する届出制度

①居住誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合

居住誘導区域外の区域において、一定規模以上の住宅開発を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります(都市再生特別措置法第88条第1項)。

なお、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます(都市再生特別措置法第88条第3項)。

また、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についての斡旋その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(都市再生特別措置法第88条第4項)。

■ 居住誘導区域外での建築等の届出が必要となる行為 ■

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例:寄宿舍、有料老人ホーム等)
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例:寄宿舍、有料老人ホーム等) ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

第8章 防災指針

8.1 防災指針の基本的な考え方

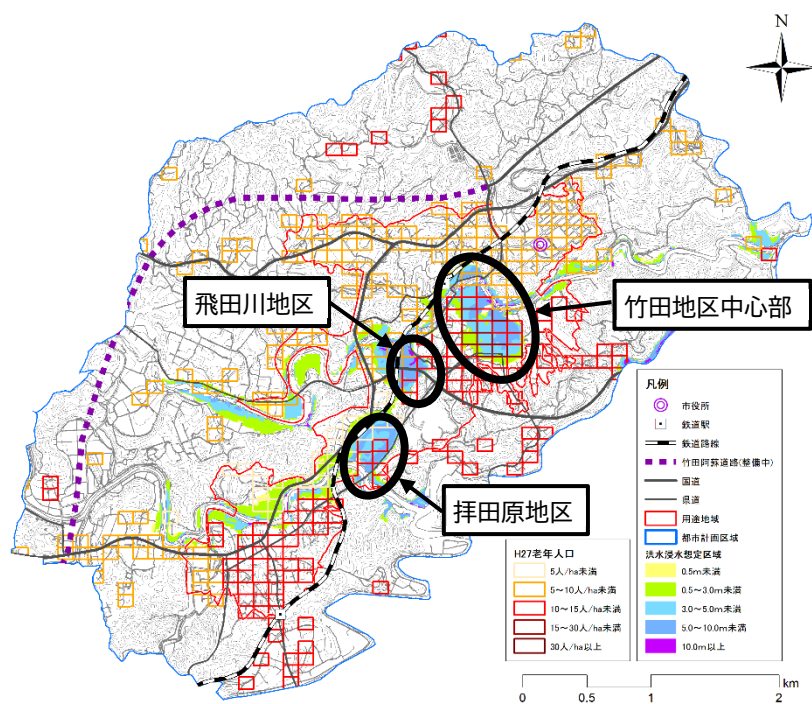
本市の都市計画区域において考えられる災害リスクを踏まえ、防災上の課題を分析し、竹田市地域防災計画をはじめとする防災に関する計画と整合を図りながら、災害に強く安全な市街地の形成を推進するための防災・減災施策を策定します。

8.2 災害リスク分析

(1) 水害リスク

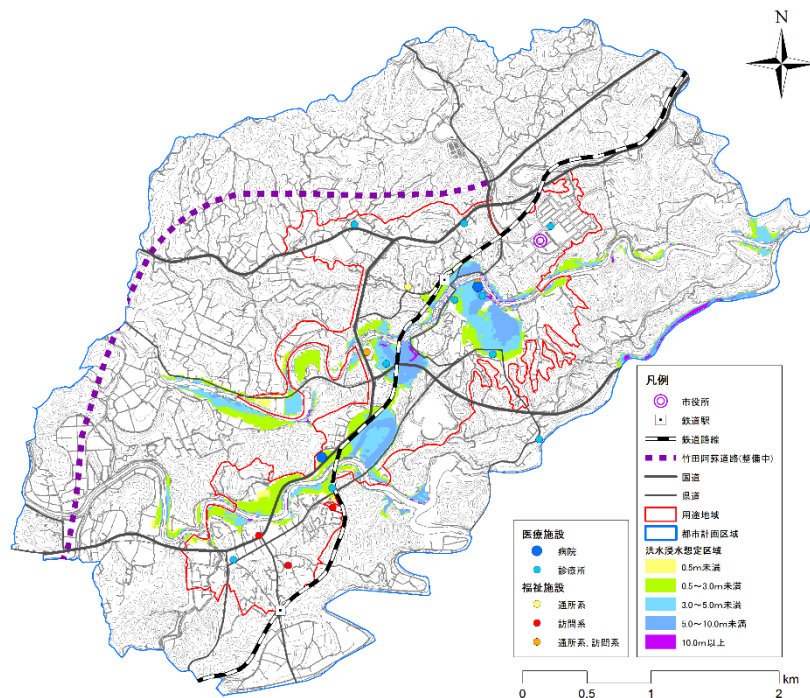
洪水浸水想定区域(想定最大規模)と2015年老年人口の100mメッシュを重ね合わせたところ、竹田地区中心部や飛田川地区(JRより東側)、拝田原地区において、想定浸水深が大きく、かつ高齢者の人口密度が高いエリアが広がっています。

■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と老年人口メッシュの重ね合わせ ■



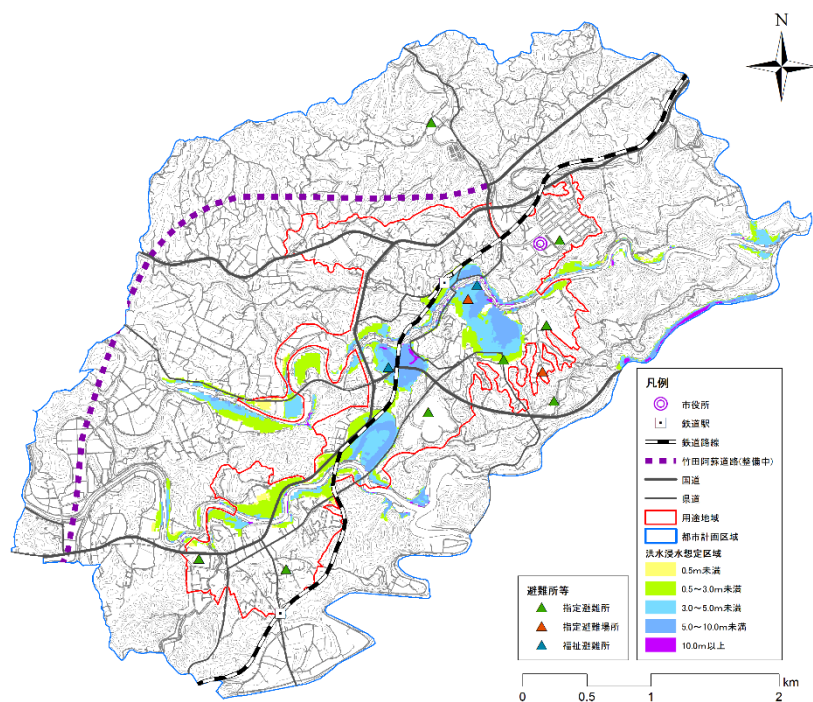
洪水浸水想定区域(想定最大規模)と医療施設、福祉施設の分布を重ね合わせたところ、7か所の病院・診療所が浸水想定区域内に含まれています。一方、福祉施設は、浸水想定区域外に立地しています。

■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と医療・福祉施設の重ね合わせ ■



洪水浸水想定区域(想定最大規模)と避難所等の分布を重ね合わせたところ、指定避難所と指定避難場所が各1か所、福祉避難所が2か所、浸水想定区域に含まれています。

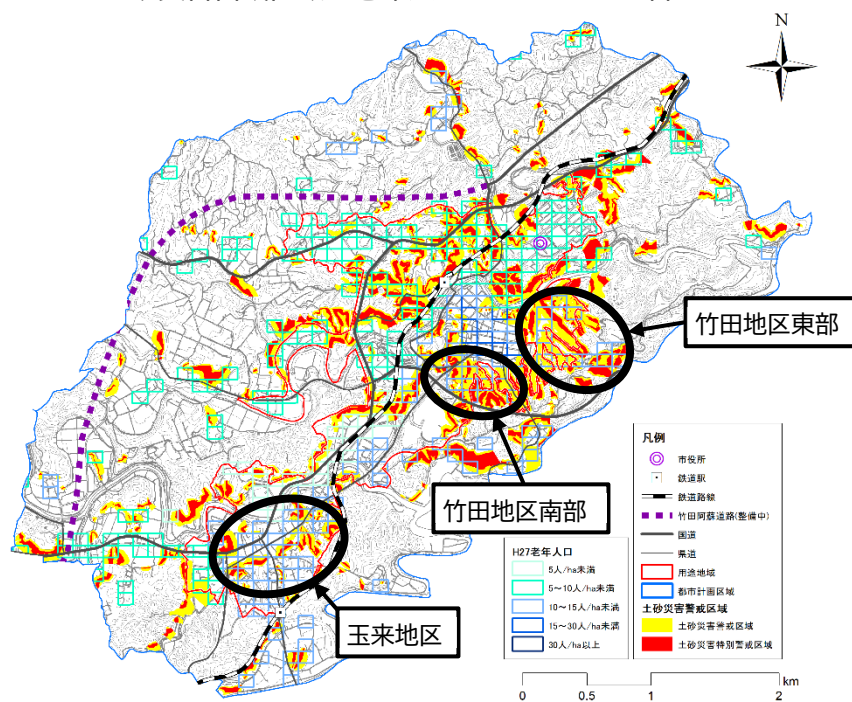
■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と避難所等の重ね合わせ ■



(2)土砂災害リスク

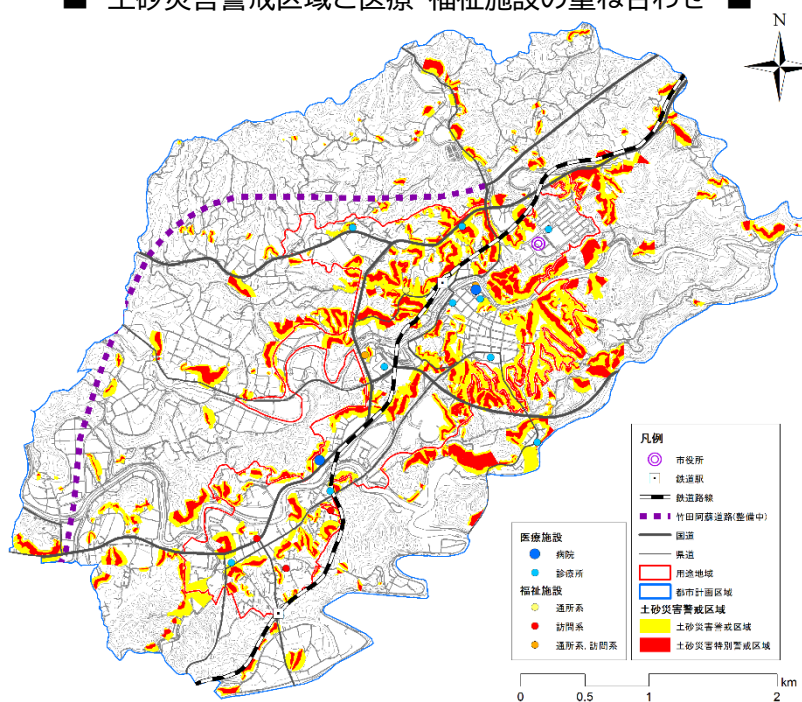
土砂災害警戒区域と2015年老年人口の100mメッシュを重ね合わせたところ、中心市街地の南部や東部、玉来地区などで、老年人口が比較的多いエリアの中に土砂災害警戒区域・特別警戒区域が分布しており、高齢者の避難の面ではリスクが潜んでいます。

■ 土砂災害警戒区域と老年人口メッシュの重ね合わせ ■



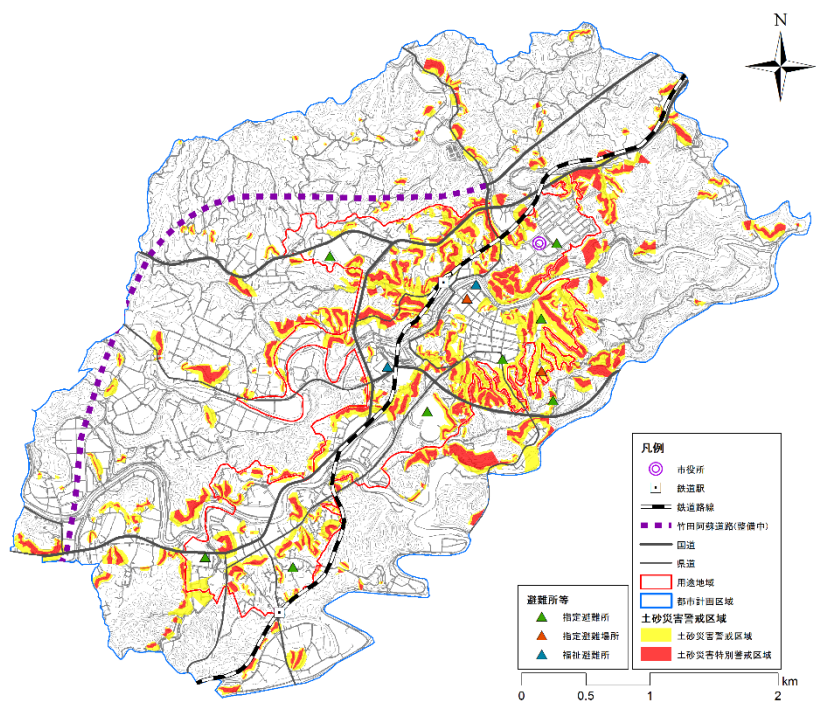
土砂災害警戒区域と医療施設、福祉施設の分布を重ね合わせたところ、病院・診療所のうち3か所が土砂災害警戒区域内に含まれています。また、区域外の医療施設や福祉施設も、平地部が少ない地形特性から、土砂災害警戒区域に接している施設が大半を占めています。

■ 土砂災害警戒区域と医療・福祉施設の重ね合わせ ■



土砂災害警戒区域と避難所等の分布を重ね合わせたところ、指定避難所が2か所、指定避難場所が1か所、土砂災害警戒区域に含まれています。それ以外の避難所等も、土砂災害警戒区域に接している施設が少ないため、注意が必要であるといえます。

■ 土砂災害警戒区域と避難所等の重ね合わせ ■



(3)地震リスク

本市で想定する地震としては、南海トラフ巨大地震、中央構造線断層帯による地震、日出生断層帯による地震、万年山－崩平山断層帯による地震、周防灘断層群主部による地震、プレート内地震としています。

大分県が実施した「大分県地震津波被害想定調査」によると、上記震源域から想定される本市の最大震度は、以下のとおりとしています。

■ 大規模地震により想定される最大震度 ■

区分	南海トラフ 巨大地震	中央構造線 断層帯	日出生 断層帯	万年山 崩平山 断層帯	周防灘 断層帯	プレート内
竹田市	6弱	5強	5強	6弱	4	6弱
大分県内 最大震度	6強	7	7	7	6強	6強

出典：大分県地震被害想定調査(平成 31 年公表版)

これらの地震による人的被害は、本市では発生しないと想定されています。また、建物被害は以下のとおりとしています。

■ 大規模地震により想定される本市の建物被害 ■

区分	南海トラフ 巨大地震	中央構造線 断層帯	日出生 断層帯	万年山 崩平山 断層帯	周防灘 断層帯	プレート内
全壊・消失	29	8	1	4	0	13
半壊	97	35	6	18	0	54

出典：大分県地震被害想定調査(平成 31 年公表版)

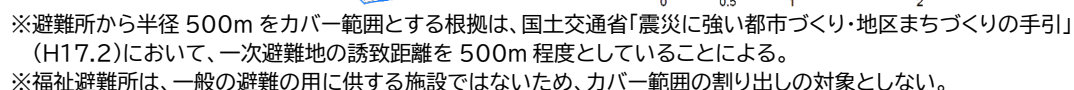
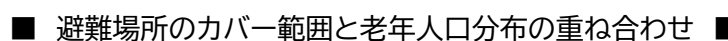
■ 【参考】全壊・半壊の定義 ■

被災度	判定基準
全壊	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
半壊	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

出典：大分県地震被害想定調査(平成 31 年公表版)

拝田原地区及び飛田川地区は、半径 500m 以内に避難場所がなく、人口集積が大きいため、避難に関するリスクが高い地区となっています。特に、拝田原地区は、国道 57 号沿いの商業施設等を訪れる人々が多く、来訪時に大規模地震に見舞われた場合は、避難の困難な状況が生じる恐れがあります。

■ 避難場所のカバー範囲と人口分布の重ね合わせ ■



8.3 防災まちづくりの課題

(1) 水害リスクに対する課題

竹田地区中心部や飛田川地区の一部、拝田原地区においては、想定浸水深が大きく、高齢者の被災リスクが高いため、早めの避難を促すための対策が必要です。

病院・診療所の中には、浸水想定区域内に立地している施設があるため、入院患者の避難対策等の検討が必要です。

避難所等の中には、浸水想定区域に含まれているものもあるため、降雨時に水害リスクのある避難所へ避難しないよう、住民に周知しておく必要があります。

(2) 土砂災害リスクに対する課題

竹田地区中心部や玉来地区においても、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が多く分布しており、高齢者の被災リスクが高いため、早めの避難を促すための対策が必要です。

病院・診療所の中には、土砂災害警戒区域内に立地している施設があるため、入院患者の避難対策等の検討が必要です。

避難所等の中には、土砂災害警戒区域に含まれているところもあるため、降雨時や地震直後に、土砂災害リスクのある避難所へ避難しないよう、住民に周知しておく必要があります。

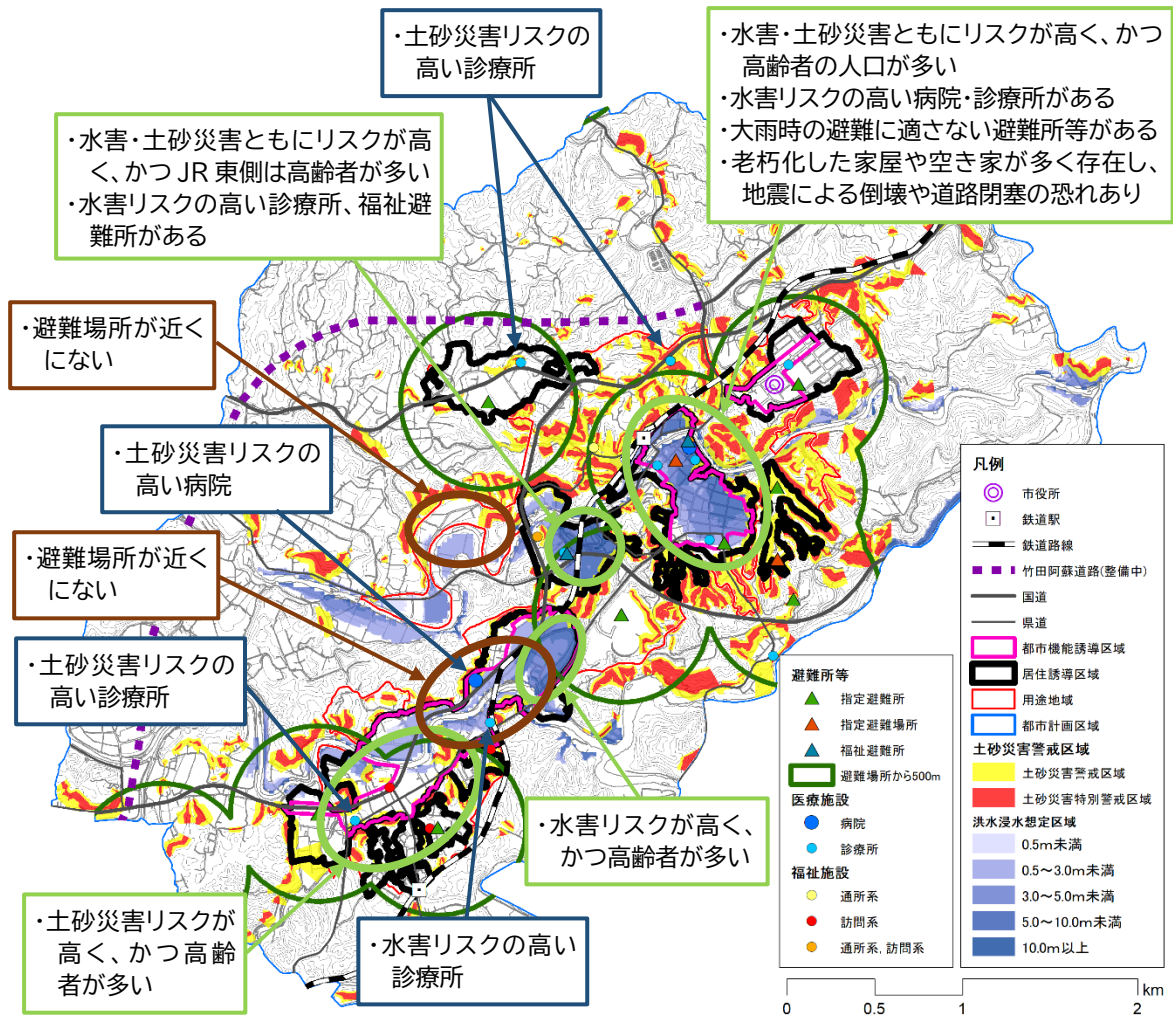
(3) 地震リスクに対する課題

本市は、南海トラフ巨大地震など震度6弱の揺れが想定される地震の発生リスクを有しています。そのため、建物の耐震化や避難路の確保、火災が発生した際の延焼遮断空間の確保など、直接死を防ぐための対策を図る必要があります。

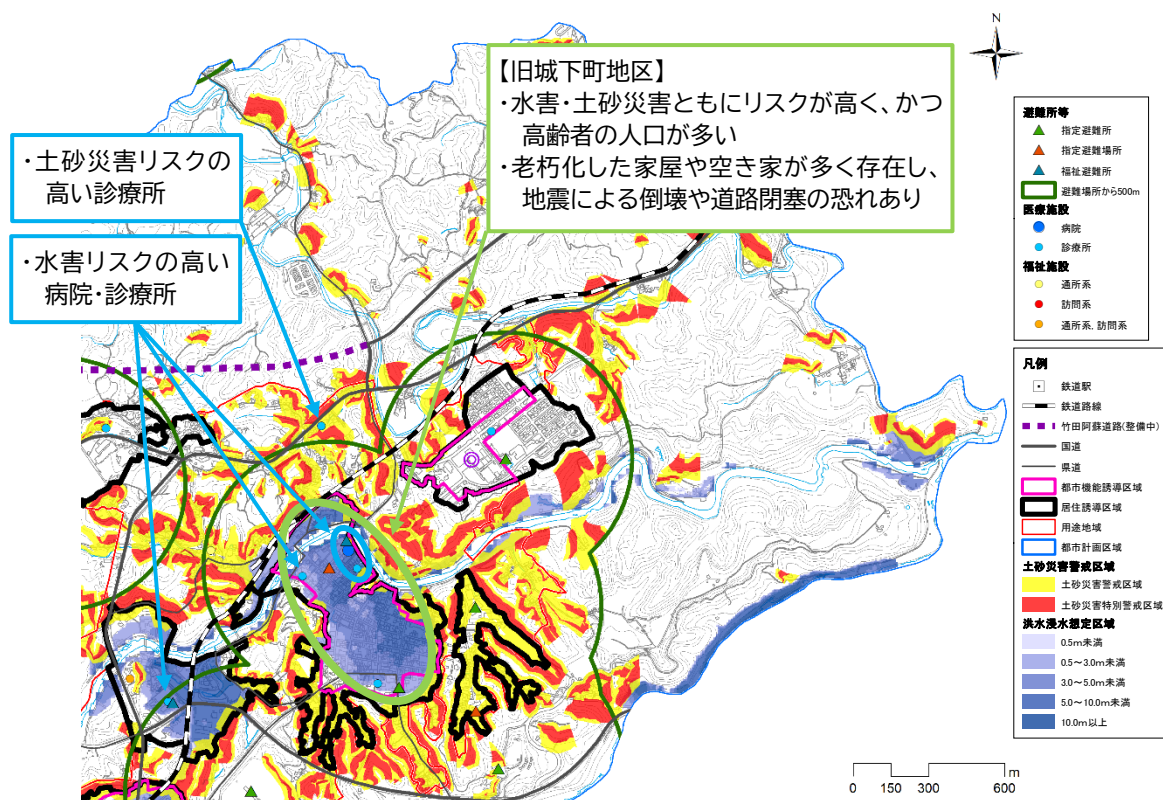
(4) 避難のリスクに対する課題

人口や都市施設の集積が大きい避難場所のない地区があり、地震や大雨の際の迅速な避難行動に支障をきたす恐れがあります。

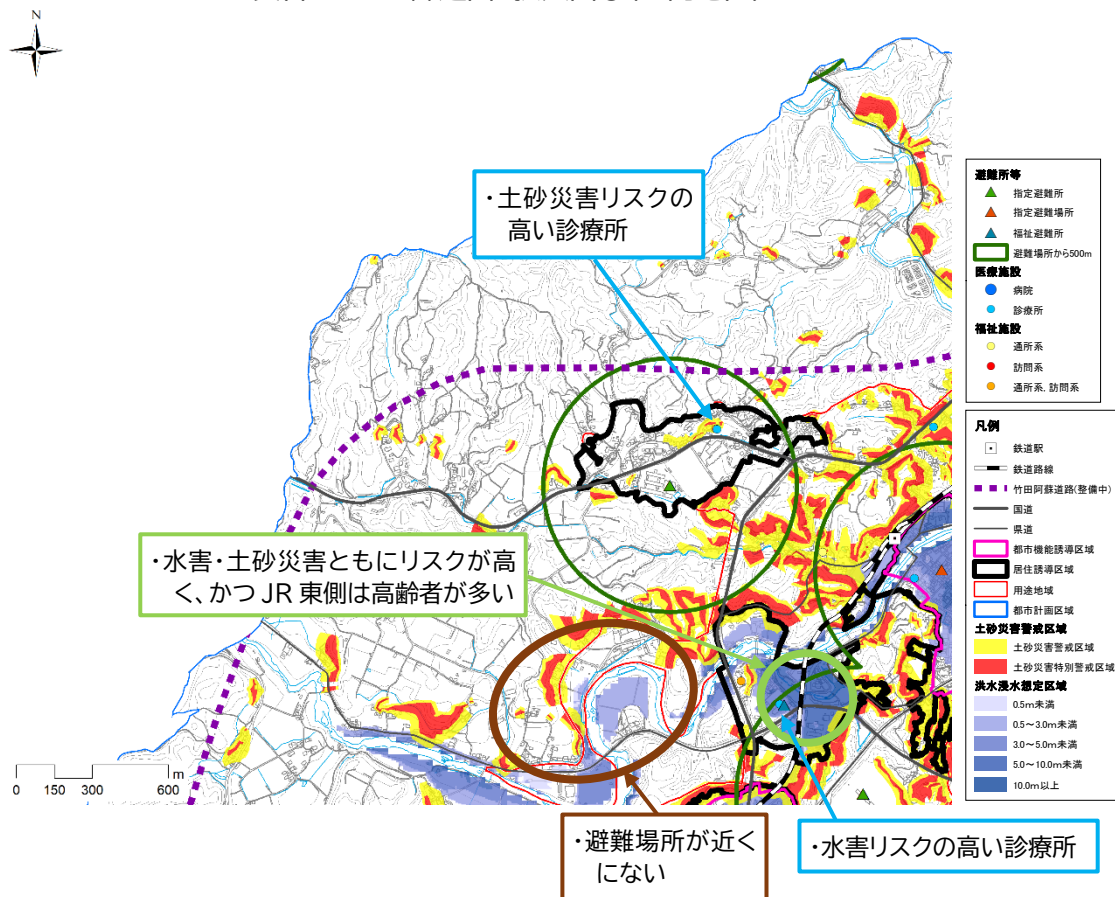
■ 災害リスクの課題図 ■



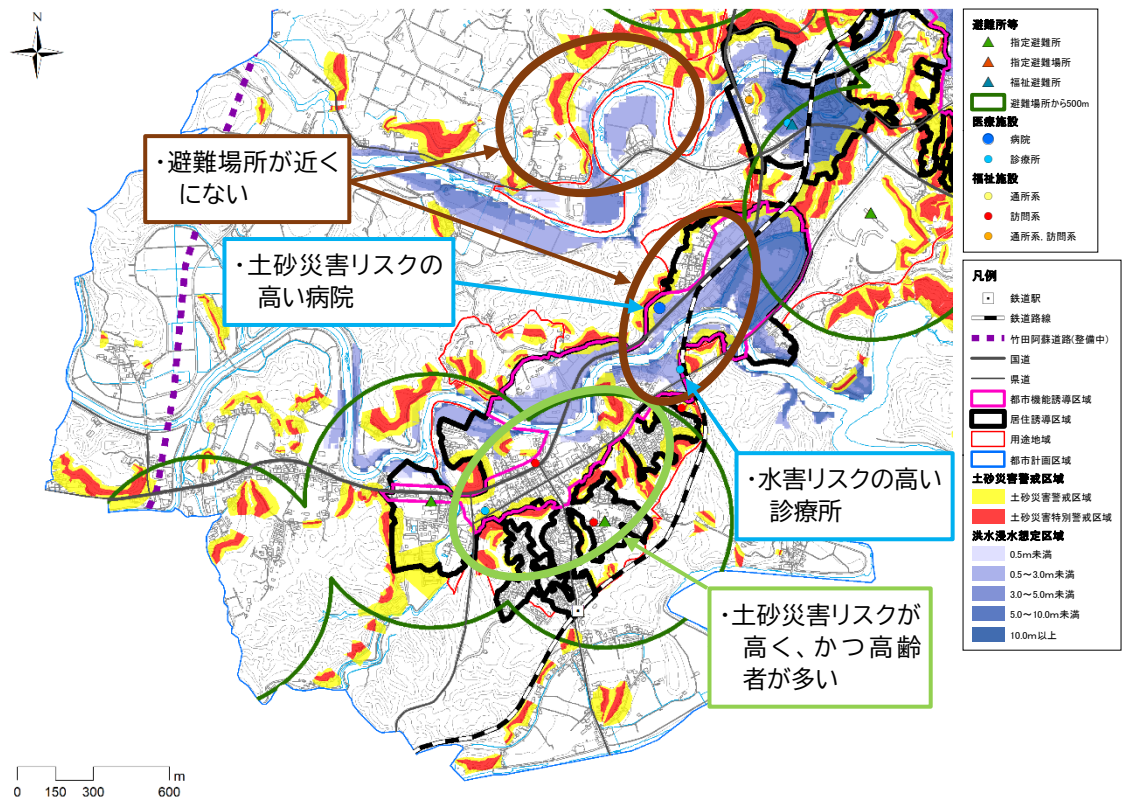
■ 災害リスクの課題図 拡大図①(竹田地区) ■



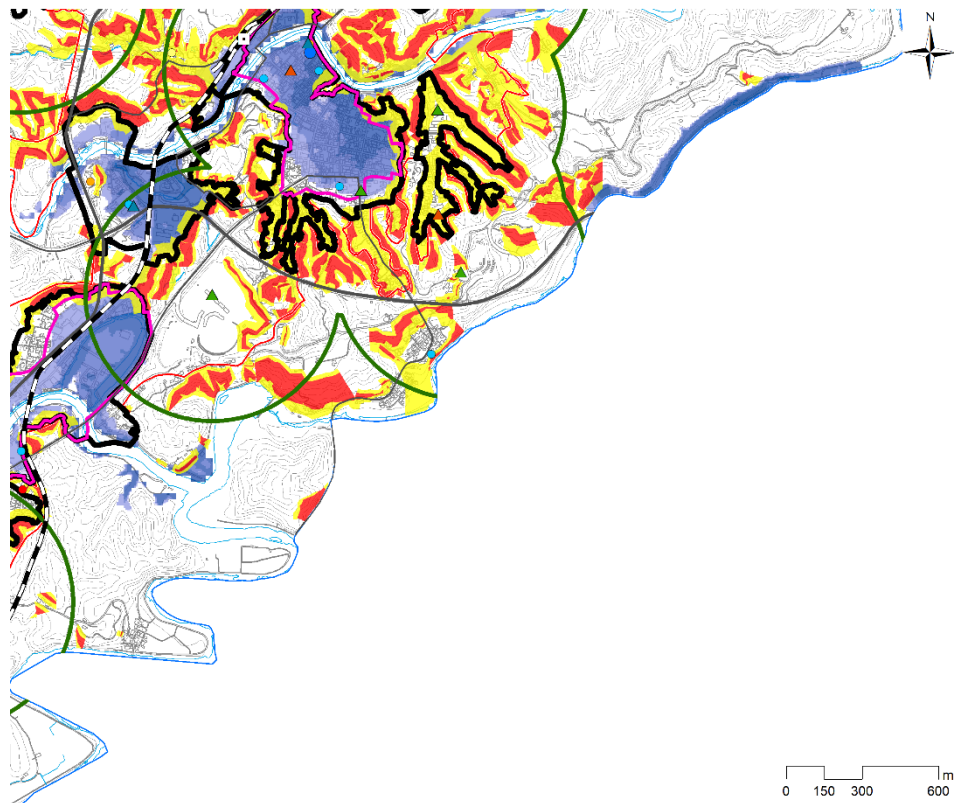
■ 災害リスクの課題図 拡大図②(豊岡地区) ■



■ 災害リスクの課題図 拡大図③(玉来・松本地区) ■



■ 災害リスクの課題図 拡大図④(竹田地区南部) ■



8.4 防災まちづくりの方針

防災まちづくりの課題に基づき、「竹田市地域防災計画」や「竹田市国土強靱化地域計画」等と整合・連携を図りながら、以下の目標の実現に向けた取組を総合的に推進します。

防災まちづくりの目標

安全に安心して住まうために、みんなで取組む災害に強いまちづくり

(1) 水害リスクに対する取組方針

- 県による玉来ダムの整備を促進し、上流部での洪水調節や治水対策の強化を図ります。
- 玉来川に河川水位監視カメラを設置し、河川の水位をリアルタイムで監視することで、住民や関係機関等へいち早く情報提供を行い被害の防止を図ります。
- ため池の決壊による災害発生を防止するため、緊急ため池整備事業等を計画的に推進するとともに、ハザードマップの作成や防災情報伝達体制の整備等のソフト対策も併せて推進します。
- 堤防護岸・水門・樋門等の施設は、出水期に備え見回りを行い、維持管理に努めます。

(2) 土砂災害リスクに対する取組方針

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)について、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を計画的に実施することで、土砂災害の防止に努めます。
- 土砂災害の危険性が高い急崖部などの斜面地等については、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地の整備を推進します。
- 県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備や砂防工事等に、積極的に協力します。
- 危険箇所については、住民へ広報誌等を通じて周知するとともに、点検・補強事業及び土砂災害防止法に基づく警戒体制の整備を図ります。
- 斜面災害危険箇所の事前把握を行い、斜面崩壊や地すべりの前兆が現れたとき、直ちに関係機関に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立を図られるよう、初動マニュアルを整備します。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進します。

(3) 地震リスクに対する取組方針

- 中心市街地の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化等を推進します。また、必要に応じて都市防災構造化対策に関わる計画を策定します。
- 建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や融資制度を活用し、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化を促進します。
- 老朽危険空き家に関しては、地震による倒壊や、火災時の延焼の可能性を考慮し、所有者

への連絡や除却費用の一部補助などの対策を講じ、安全対策を強化します。

- 学校、病院、工場等の特殊建築物等については、それぞれの所掌機関が相互に密接な連携と強力の上、その防災環境の整備を推進します。
- 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進します。
- 予想される地震火災に対応できるよう、市街地における消防水利や耐震性貯水槽等の計画的な整備を推進します。
- 緑地協定等による市街地において、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進します。
- 上下水道施設の災害予防として、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図ります。
- 一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、避難所標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化します。

(4) その他ハード面での取組方針

① 交通施設の整備・維持管理

- 交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの充実、市域内道路の整備促進を図り、災害時の交通ネットワークの多重性、代替性の確保に努めます。
- 災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進します。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を調査し、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を推進します。
- 災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を推進します。
- 災害発生時におけるトンネルの交通機能確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所について、トンネルの補強を推進します。

② ユニバーサルデザイン化による避難の円滑化

- 避難地、避難路となる道路、公園等においては、段差を解消し、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難に配慮します。

(5) ソフト面での取組方針

① 地域の自主防災活動の支援

- 自主防災組織の要として活動できる防災士(防災リーダー)の育成・強化を図るため、講座・研修の実施等による支援を行います。
- 自主防災組織と自治会、消防団等の連携に向けた防災啓発の促進を行うため、自主防

災組織が実施する防災まちあるきや災害図上訓練等の活動を支援します。

- 自主防災組織が活動ノウハウを習得するための支援を行います。
- 自主防災組織や自治会と連携し、住民の安否確認の支援等を行います。
- 若年層の消防団員の確保に向けて、関係機関に対する協力要請等を通じて消防団への加入を促進するとともに、消防団の資質向上のため、教育・訓練の充実を図ります。
- 消防団員の知識・技能等について、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進めます。
- 地域における避難計画づくりの支援や、住民や事業者による地区防災計画策定等手続きの支援を行います。
- 自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等と連携し、災害に備えた防災訓練を実施することで、地域防災計画・防災活動初動マニュアル等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を図ります。また、訓練実施後に結果を検証し、防災訓練の実効性を確保します。

②防災教育・啓発

- 大規模災害時などに自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識の習得及びそれに基づく的確な判断、迅速な行動がとれる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進します。
- ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進します。
- 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動の充実を図ります。
- 地域等における防災啓発を推進することで、災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにします。なお、防災啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとします。
- 市内の事業所に対し、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）の認識ならびに業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

③ボランティア

- 災害時におけるボランティア・NPO活動に必要な知識等について講習及び訓練を行い、ボランティアの育成に努めます。
- 大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行います。

④要配慮者・避難行動要支援者対策

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉施設、ボランティア団体、自治会等多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動に支援を要する避難行動要支援者の情報を収集し、一人ひとりの避難計画である避難支援プラン(個別計画)を策定するとともに、防災関係機関との情報の共有を推進します。
- 要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織が行う防災訓練を支援し、定期的に検証を進めます。また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、自動車の利用など移動手段をあらかじめ確認しておくよう支援します。
- 避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進します。
- 要配慮者が利用する社会福祉施設等に対し、安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう指導・支援するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備します。
- 社会福祉施設等の利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を推進します。
- 観光地を多く有する本市の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進します。
- 言語・文化・生活習慣の異なる外国人が、受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努めます。
- 避難所・避難路の標識が観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる標示とし、また、標識への外国語の付記や、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めます。
- 地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備するとともに、多言語による防災知識の普及活動を推進し、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練を検討します。

⑤帰宅困難者対策

- 大規模な災害により帰宅困難者が発生した場合、その安全確保のため、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努めます。

⑥文化財の災害予防対策

- 文化財の災害予防対策については、関係機関と協議し火災報知機、防火用水槽、消火設備の検査を定期的実施し、消火訓練及び文化財の搬出訓練を行う等の対策を講じます。

8.5 具体的な取組と目標値

■ 具体的な取組とスケジュール(1/2) ■

カテゴリー	防災・減災に関する施策	実施主体	実施時期		
			短期 (5年以内)	中期 (10年以内)	長期 (20年以内)
水害 リスク対策	玉来ダムの整備	県			
	河川水位監視カメラの設置(玉来川)	県、市			
	緊急ため池整備事業	県、市			
	ため池ハザードマップ作成、防災情報伝達体制の整備	市			
	堤防護岸・水門・樋門等の維持管理	県、市			
土砂災害 リスク対策	砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業	県、市			
	急傾斜地における緑地整備	県、市			
	土砂災害危険箇所の点検・補強	県、市			
	警戒・避難体制の整備	県、市			
	土砂災害対策初動マニュアルの整備	市			
	土砂災害特別警戒区域からの住居移転の支援	市			
地震 リスク対策	建築物の不燃化	市、民間			
	建築物の耐震化・堅牢化	市、民間			
	老朽危険空き家の除却	市			
	特殊建築物(学校、病院、工場等)の防災環境の整備	市、民間			
	避難路、緊急輸送道路の整備	国、県、市			
	市街地における消防水利、耐震性貯水槽等の計画的な整備	市(消防本部)			
	延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全	県、市			
	上下水道施設の災害予防	市			
	一時避難地の配置・整備	市			
その他 ハード施策	避難所標識等の設置	市			
	アクセス道路や広域ネットワークの充実、市域内道路の整備促進	国、県、市			
	所管道路の危険箇所調査と補修等対策工事	国、県、市			
	橋梁の点検調査と要対策箇所の対策実施(架替、補強、落橋防止装置の整備など)	国、県、市			
	トンネルの点検調査と要対策箇所の補強対策工事の実施	国、県、市			
	避難地、避難路となる道路、公園等におけるユニバーサルデザイン化	県、市			

■ 具体的な取組とスケジュール(2/2) ■

カテゴリー	防災・減災に関する施策	実施主体	実施時期		
			短期 (5年以内)	中期 (10年以内)	長期 (20年以内)
ソフト施策	防災士(防災リーダー)の育成・強化支援	市	→		
	自主防災組織による防災啓発活動の支援	市	→		
	消防団への加入促進・普及啓発活動、消防団員への教育・訓練の支援	市	→		
	地域における避難計画づくりや、地区防災計画策定等手続きの支援	市	→		
	地域主体の防災訓練の支援	市	→		
	防災教育・啓発活動	市	→		
	災害ボランティアの育成	市、ボランティア団体等	→		
	災害ボランティアネットワークとの協力・連携体制等の整備	市、社会福祉協議会	→		
	避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)の策定	市、社会福祉協議会、社会福祉施設、ボランティア団体、自治会等	→		
	社会福祉施設の利用者・入所者の安全確保に関する協力体制の整備	市、社会福祉施設	→		
	観光客・旅行者等の安全確保対策等の検討	市、観光ツーリズム協会	→		
	外国人の安全確保対策、防災知識の普及・啓発等の検討	市	→		
	帰宅困難者向け宿泊所の使用協定締結	市、施設管理者	→		
	文化財の災害予防対策	市、文化財管理者	→		

■ 防災指針に掲げる指標一覧(案) ■

指標(案)	現況値	目標値
住宅の耐震化率	51.6%(H25)	90.0%(R8)
公民館、分館の耐震化率	78.90%(R2)	100.0%(R8)
道路改良延長	709.646km (63.74%) (R1)	715.351km (63.92%) (R8)
補修済橋梁数	2箇所(2.8%)(R1)	72箇所(100%)(R8)
水道施設(基幹管路)耐震率	13.30%(R1)	35.30%(R8)
防災士数	256人(R2)	260人(100%)(R8)
避難行動要支援者個別計画策定率	46.18%(R2)	100.0%(R8)

出典：竹田市国土強靱化地域計画

第9章 計画の目標及び評価

9.1 目標指標及び目標値の設定

本計画の実現に向けて、誘導施策による計画の達成状況について進捗管理を行うため、目標指標を設定します。

まちのコンパクト化の評価として、居住誘導及び都市機能誘導に関する目標指標、ネットワーク維持の評価として公共交通に関する目標指標を設定します。

○居住誘導に関する目標指標

今後、本市の人口が減少傾向で推移する中、居住誘導区域への人口の誘導による区域内の人口密度の現状維持を目標として定めます。

目標指標	現況値	目標値
居住誘導区域内の人口密度	21.3 人/ha (2015 年)	現状維持 (2045 年)

○都市機能誘導に関する目標指標

都市機能誘導区域内に分布する空き家や空き店舗について、住居以外の用途で再活用した件数を追跡することにより、既存ストックを活用した都市機能の集積について目標を定めます。

目標指標	現況値	目標値
空き家・空き店舗の再活用数 (住居用途以外)	—	2 件以上／年 (2045 年:累積 48 件)

○公共交通(ネットワーク)に関する目標指標

公共交通網の再編や運行形態の見直し等による利便性の向上を図る視点で、現在公共交通を利用できない地区を解消し、公共交通の利用環境の充実に関する目標を定めます。

目標指標	現況値	目標値
公共交通を利用可能な地区(自治会)の割合	73.9% (2021 年度)	100.0% (2045 年度)

9.2 計画の進行管理

本計画に記載された施策・事業の取組み状況については、毎年目標指標の進捗についてモニタリングを行うとともに、5年に1回程度を目安に、目標指標の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、社会情勢や広域的な都市・交通施策の影響などの外部環境の変化もとらえながら、PDCA サイクルの考え方に基づき、継続的に計画の評価、見直しを行い、計画の充実を図ります。

